

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>I 総則</p> <p>I-1 本事務ガイドラインの構成</p> <p>I-2 法第2条の2について（為替取引に該当する行為）</p>
<p>I 資金移動業者の監督上の評価項目</p> <p>I-1 経営管理等</p> <p>    I-1-1 主な着眼点</p> <p>    I-1-2 監督手法・対応</p> <p>I-2 業務の適切性等</p> <p>    I-2-1 法令等遵守</p> <p>        I-2-1-1 法令等遵守（コンプライアンス）態勢等</p> <p>            I-2-1-1-1 主な着眼点</p> <p>            I-2-1-1-2 監督手法・対応</p> <p>        I-2-1-2 取引時確認等の措置</p> <p>            I-2-1-2-1 主な着眼点</p> <p>            I-2-1-2-2 監督手法・対応</p> <p>        I-2-1-3 反社会的勢力による被害の防止</p> <p>            I-2-1-3-1 主な着眼点</p> <p>            I-2-1-3-2 監督手法・対応</p> <p>        I-2-1-4 不祥事件に対する監督上の対応</p> <p>            I-2-1-4-1 主な着眼点</p> <p>            I-2-1-4-2 監督手法・対応</p> <p>    I-2-2 利用者保護のための情報提供・相談機能等</p> <p>        I-2-2-1 利用者保護措置</p> <p>            I-2-2-1-1 主な着眼点</p> <p>            I-2-2-1-2 監督手法・対応</p> <p>        I-2-2-2 帳簿書類</p> <p>            I-2-2-2-1 主な着眼点</p> <p>            I-2-2-2-2 監督手法・対応</p>	<p>II 全ての種別の資金移動業者に共通する監督上の評価項目</p> <p>II-1 経営管理等</p> <p>    II-1-1 主な着眼点</p> <p>    II-1-2 監督手法・対応</p> <p>II-2 業務の適切性等</p> <p>    II-2-1 法令等遵守</p> <p>        II-2-1-1 法令等遵守（コンプライアンス）態勢等</p> <p>            II-2-1-1-1 主な着眼点</p> <p>            II-2-1-1-2 監督手法・対応</p> <p>        II-2-1-2 取引時確認等の措置</p> <p>            II-2-1-2-1 主な着眼点</p> <p>            II-2-1-2-2 監督手法・対応</p> <p>        II-2-1-3 反社会的勢力による被害の防止</p> <p>            II-2-1-3-1 主な着眼点</p> <p>            II-2-1-3-2 監督手法・対応</p> <p>        II-2-1-4 不祥事件に対する監督上の対応</p> <p>            II-2-1-4-1 主な着眼点</p> <p>            II-2-1-4-2 監督手法・対応</p> <p>    II-2-2 利用者保護のための情報提供・相談機能等</p> <p>        II-2-2-1 利用者保護措置</p> <p>            II-2-2-1-1 主な着眼点</p> <p>            II-2-2-1-2 監督手法・対応</p> <p>        II-2-2-2 帳簿書類</p> <p>            II-2-2-2-1 主な着眼点</p> <p>            II-2-2-2-2 監督手法・対応</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p><u>I-2-2-3</u> 利用者に関する情報管理態勢</p> <p><u>I-2-2-3-1</u> 主な着眼点</p> <p><u>I-2-2-3-2</u> 監督手法・対応</p> <p><u>I-2-2-4</u> 苦情等への対応（金融ADR制度への対応も含む）</p> <p><u>I-2-2-4-1</u> 苦情等対応に関する内部管理態勢の確立についての主な着眼点</p> <p><u>I-2-2-4-2</u> 金融ADR制度への対応</p> <p><u>I-2-2-4-2-1</u> 指定資金移動業務紛争解決機関（指定ADR機関）が存在する場合の主な着眼点</p> <p><u>I-2-2-4-2-2</u> 指定資金移動業務紛争解決機関（指定ADR機関）が存在しない場合の主な着眼点</p> <p><u>I-2-2-4-3</u> 利用者に対する情報提供</p> <p><u>I-2-2-4-4</u> 監督手法・対応</p>	<p><u>II-2-2-3</u> 利用者に関する情報管理態勢</p> <p><u>II-2-2-3-1</u> 主な着眼点</p> <p><u>II-2-2-3-2</u> 監督手法・対応</p> <p><u>II-2-2-4</u> 苦情等への対応（金融ADR制度への対応も含む）</p> <p><u>II-2-2-4-1</u> 苦情等対応に関する内部管理態勢の確立についての主な着眼点</p> <p><u>II-2-2-4-2</u> 金融ADR制度への対応</p> <p><u>II-2-2-4-2-1</u> 指定資金移動業務紛争解決機関（指定ADR機関）が存在する場合の主な着眼点</p> <p><u>II-2-2-4-2-2</u> 指定資金移動業務紛争解決機関（指定ADR機関）が存在しない場合の主な着眼点</p> <p><u>II-2-2-4-3</u> 利用者に対する情報提供</p> <p><u>II-2-2-4-4</u> 監督手法・対応</p>
<p><u>I-2-3</u> 事務運営</p> <p><u>I-2-3-1</u> システムリスク管理</p> <p><u>I-2-3-1-1</u> 主な着眼点</p> <p><u>I-2-3-1-2</u> 監督手法・対応</p> <p><u>I-2-3-2</u> 事務リスク管理</p> <p><u>I-2-3-2-1</u> 主な着眼点</p> <p><u>I-2-3-2-2</u> 監督手法・対応</p> <p><u>I-2-3-3</u> 外部委託</p> <p><u>I-2-3-3-1</u> 主な着眼点</p> <p><u>I-2-3-3-2</u> 監督手法・対応</p> <p><u>I-2-4</u> 障害者への対応</p> <p><u>I-2-4-1</u> 主な着眼点</p> <p><u>I-2-4-2</u> 監督手法・対応</p>	<p><u>II-2-3</u> 事務運営</p> <p><u>II-2-3-1</u> システムリスク管理</p> <p><u>II-2-3-1-1</u> 主な着眼点</p> <p><u>II-2-3-1-2</u> 監督手法・対応</p> <p><u>II-2-3-2</u> 事務リスク管理</p> <p><u>II-2-3-2-1</u> 主な着眼点</p> <p><u>II-2-3-2-2</u> 監督手法・対応</p> <p><u>II-2-3-3</u> 外部委託</p> <p><u>II-2-3-3-1</u> 主な着眼点</p> <p><u>II-2-3-3-2</u> 監督手法・対応</p> <p><u>II-2-4</u> 障害者への対応</p> <p><u>II-2-4-1</u> 主な着眼点</p> <p><u>II-2-4-2</u> 監督手法・対応</p>



事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<u>（新設）</u>	<u>Ⅲ－２－２ 監督手法・対応</u>
<u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	<u>Ⅳ 第二種資金移動業者に係る監督上の評価項目</u> <u>Ⅳ－１ 滞留規制</u> <u>Ⅳ－１－１ 主な着眼点</u> <u>Ⅳ－１－２ 監督手法・対応</u>
<u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	<u>Ⅴ 第三種資金移動業者に係る監督上の評価項目</u> <u>Ⅴ－１ 滞留規制（為替取引に関する上限額）</u> <u>Ⅴ－１－１ 主な着眼点</u> <u>Ⅴ－１－２ 監督手法・対応</u> <u>Ⅴ－２ 預貯金等管理方法による管理に係る態勢等</u> <u>Ⅴ－２－１ 主な着眼点</u> <u>Ⅴ－２－２ 監督手法・対応</u> <u>Ⅴ－３ 第三種資金移動業に係る利用者保護措置</u> <u>Ⅴ－３－１ 主な着眼点</u> <u>Ⅴ－３－２ 監督手法・対応</u>
<u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	<u>Ⅵ 複数種別の資金移動業を併営する場合の監督上の評価項目</u> <u>Ⅵ－１ 複数種別の資金移動業を併営する場合の弊害防止</u> <u>Ⅵ－１－１ 主な着眼点</u> <u>Ⅵ－１－２ 監督手法・対応</u>
<u>Ⅰ－３ 外国資金移動業者に対する基本的考え方</u> <u>Ⅰ－３－１ 外国資金移動業者の勧誘の禁止</u> <u>Ⅰ－３－２ 外国資金移動業者によるインターネット等を利用したクロスボーダー取引</u>	<u>Ⅶ 外国資金移動業者に対する基本的考え方</u> <u>Ⅶ－１ 外国資金移動業者の勧誘の禁止</u> <u>Ⅶ－２ 外国資金移動業者によるインターネット等を利用したクロスボーダー取引</u>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p><u>Ⅱ</u> 資金移動業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p><u>Ⅱ-1</u> 基本的考え方及び一般的な事務処理等</p> <p><u>Ⅱ-1-1</u> 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p><u>Ⅱ-1-2</u> 一般的な監督事務</p> <p><u>Ⅱ-1-3</u> 監督当局間の連携</p> <p><u>Ⅱ-1-4</u> 認定資金決済事業者協会との連携等</p> <p><u>Ⅱ-1-5</u> 内部委任</p> <p><u>Ⅱ-2</u> 諸手続</p> <p><u>Ⅱ-2-1</u> 登録の申請、届出書の受理等 (新設)</p> <p><u>Ⅱ-2-2</u> 法第53条に基づく報告書について</p> <p><u>Ⅱ-2-3</u> 廃止等の取扱い</p> <p><u>Ⅱ-2-4</u> 履行保証金に係る手続について</p> <p><u>Ⅱ-2-5</u> 資金移動業者が提出する報告書における記載上の留意点</p> <p><u>Ⅱ-3</u> 行政処分を行う際の留意点</p> <p><u>Ⅱ-4</u> 行政手続法等との関係等</p> <p><u>Ⅱ-5</u> 意見交換制度</p> <p><u>Ⅱ-6</u> 営業所の所在の確知</p> <p><u>Ⅱ-7</u> 関係当局・海外監督当局等への連絡</p> <p><u>Ⅱ-8</u> 不利益処分の公表に関する考え方</p> <p><u>Ⅱ-9</u> 行政処分の連絡</p>	<p><u>Ⅷ</u> 資金移動業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p><u>Ⅷ-1</u> 基本的考え方及び一般的な事務処理等</p> <p><u>Ⅷ-1-1</u> 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p><u>Ⅷ-1-2</u> 一般的な監督事務</p> <p><u>Ⅷ-1-3</u> 監督当局間の連携</p> <p><u>Ⅷ-1-4</u> 認定資金決済事業者協会との連携等</p> <p><u>Ⅷ-1-5</u> 内部委任</p> <p><u>Ⅷ-2</u> 諸手続</p> <p><u>Ⅷ-2-1</u> 登録の申請、届出書の受理等</p> <p><u>Ⅷ-2-2</u> 認可の申請、届出書の受理等</p> <p><u>Ⅷ-2-3</u> 法第53条に基づく報告書について</p> <p><u>Ⅷ-2-4</u> 廃止等の取扱い</p> <p><u>Ⅷ-2-5</u> 履行保証金に係る手続について</p> <p><u>Ⅷ-2-6</u> 資金移動業者が提出する報告書における記載上の留意点</p> <p><u>Ⅷ-3</u> 行政処分を行う際の留意点</p> <p><u>Ⅷ-4</u> 行政手続法等との関係等</p> <p><u>Ⅷ-5</u> 意見交換制度</p> <p><u>Ⅷ-6</u> 営業所の所在の確知</p> <p><u>Ⅷ-7</u> 関係当局・海外監督当局等への連絡</p> <p><u>Ⅷ-8</u> 不利益処分の公表に関する考え方</p> <p><u>Ⅷ-9</u> 行政処分の連絡</p>

現 行	改 正 案
<p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>	<p><b><u>I 総則</u></b></p> <p><b><u>I-1 本事務ガイドラインの構成</u></b></p> <p><u>令和3年 月に資金決済に関する法律（平成21年法律第59号。以下「法」という。）が改正され、資金移動業者について、複数の種別が新設された。</u></p> <p><u>具体的には、これまで100万円とされていた為替取引の上限額について、海外送金を含め、個人による高額商品・サービスの購入や企業間決済の際に利用するなどこれまでの上限額を超える送金ニーズに対応するために1件当たり100万円を超えた為替取引が可能な「第一種資金移動業」、また、従前の為替取引の上限額を大幅に下回り、相対的にリスクの小さいと考えられる5万円以下の為替取引のみを取り扱う「第三種資金移動業」である。なお、従前の資金移動業者は本改正により「第二種資金移動業」とされた。</u></p> <p><u>（注）以下、第一種資金移動業を営む資金移動業者を「第一種資金移動業者」、第二種資金移動業を営む資金移動業者を「第二種資金移動業者」、第三種資金移動業を営む資金移動業者を「第三種資金移動業者」という。</u></p> <p><u>本事務ガイドラインは多様な資金移動業者の監督に利用可能な包括的なもので、かつ、重複する記述を少なくするという意図で策定されている。</u></p> <p><u>そのため、「I」「II」は基本的には全ての種別の資金移動業（第一種資金移動業、第二種資金移動業及び第三種資金移動業）を営む資金移動業者を念頭に置いた記載となっている。</u></p> <p><u>また、それに続いて、「III」から「V」までの部分では、各種別に特有の、追加的な留意事項等について記しているほか、「VI」において、複数種別の資金移動業を併営する場合の留意事項等を記している。</u></p> <p><u>さらに「VII」においても、全ての種別の資金移動業を営む資</u></p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p><u>金移動業者を念頭に置いた記載としているが、その一部において、第一種資金移動業特有の記載がある。</u></p> <p><u>したがって、これらの資金移動業者を監督する者は、まずは「Ⅰ」「Ⅱ」を参照するとともに、対象となる種別の業務の属性に応じ、その種別特有の留意事項が記載されている「Ⅲ」から「Ⅵ」部分を参照することとする。</u></p>
(新設)	<p><b><u>I-2 法第2条の2について（為替取引に該当する行為）</u></b></p> <p><u>当局は、法第2条の2に定める行為であって、内閣府令で定める要件に該当するものへの該当性について照会等があった場合には、同条及び資金移動業者に関する内閣府令（平成22年内閣府令第4号。以下「内閣府令」という。）第1条の2に規定する要件に照らして判断するものとする。</u></p> <p><u>ただし、法第2条の2の規定は、同条に定める行為であって、内閣府令で定める要件に該当するものが為替取引に該当することを確認するものであるところ、今後新たなビジネスモデルが登場する可能性等もあることから、同条に定める行為に該当しない行為及び同条に定める行為には該当するが内閣府令に定める要件に該当しないものが将来にわたって直ちに為替取引に該当しないことを意味するものではなく、事業者の行為が為替取引に該当するかは、その事業者が行う取引内容等に応じ、最終的には個別具体的に判断することに留意する。</u></p>
<p><b><u>I 資金移動業者の監督上の評価項目</u></b></p> <p><b><u>I-1 経営管理等</u></b> (略)</p>	<p><b><u>II 全ての種別の資金移動業者に共通する監督上の評価項目</u></b></p> <p><b><u>II-1 経営管理等</u></b> (略)</p>
<p><b><u>I-1-1 主な着眼点</u></b></p>	<p><b><u>II-1-1 主な着眼点</u></b></p>

現 行	改 正 案
<p>①～③ （略）</p> <p>④ 経営陣は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、資金移動業者に対する公共の信頼を維持し、資金移動業者の業務の適切性のため不可欠であることを十分認識し、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下Ⅰ－１－１において「政府指針」という。）の内容を踏まえて決定した基本方針を社内外に宣言しているか。</p> <p>更に、政府指針を踏まえた基本方針を実現するための態勢を整備するとともに、定期的にその有効性を検証するなど、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を明確に位置付けているか。</p> <p>⑤・⑥ （略）</p>	<p>①～③ （略）</p> <p>④ 経営陣は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、資金移動業者に対する公共の信頼を維持し、資金移動業者の業務の適切性のため不可欠であることを十分認識し、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下Ⅱ－１－１において「政府指針」という。）の内容を踏まえて決定した基本方針を社内外に宣言しているか。</p> <p>さらに、政府指針を踏まえた基本方針を実現するための態勢を整備するとともに、定期的にその有効性を検証するなど、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を明確に位置付けているか。</p> <p>⑤・⑥ （略）</p>
<p><b>Ⅰ－１－２ 監督手法・対応</b></p> <p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された資金移動業者の経営管理等の課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて<u>資金決済に関する法律</u>（平成 21 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 54 条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>更に、資金移動業の利用者の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第 55 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅡ－３による。）。</p>	<p><b>Ⅱ－１－２ 監督手法・対応</b></p> <p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された資金移動業者の経営管理等の課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて<u>法第 54 条</u>に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>さらに、資金移動業の利用者の利益の保護を含む<u>資金移動業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題</u>があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第 55 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅧ－</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	3による。)
<p><b>I-2 業務の適切性等</b>  <b>I-2-1 法令等遵守</b>  <b>I-2-1-1 法令等遵守（コンプライアンス）態勢等</b>                      (略)</p>	<p><b>II-2 業務の適切性等</b>  <b>II-2-1 法令等遵守</b>  <b>II-2-1-1 法令等遵守（コンプライアンス）態勢等</b>                      (略)</p>
<p><b>I-2-1-1-1 主な着眼点</b>                      (略)</p>	<p><b>II-2-1-1-1 主な着眼点</b>                      (略)</p>
<p><b>I-2-1-1-2 監督手法・対応</b>                      検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された資金移動業者の法令等遵守態勢の課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第54条に基づき報告書を徴収することにより資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。                      更に、資金移動業の利用者の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第55条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第56条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はII-3による。)</p>	<p><b>II-2-1-1-2 監督手法・対応</b>                      検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された資金移動業者の法令等遵守態勢の課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第54条に基づき報告書を徴収することにより資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。                      さらに、資金移動業の利用者の利益の保護を含む資金移動業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第55条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第56条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はVIII-3による。)</p>
<p><b>I-2-1-2 取引時確認等の措置</b>                      犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。）に基づく取引時確認、取引記録等の</p>	<p><b>II-2-1-2 取引時確認等の措置</b>                      犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。）に基づく取引時確認、取引記録等の</p>

現 行	改 正 案
<p>保存、疑わしい取引の届出等の措置（犯収法第 11 条に定める取引時確認等の措置をいう。以下「取引時確認等の措置」という。）に関する内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融市場に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。資金移動業者の監督に当たっては、リスクベース・アプローチを含む「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」という。）の他、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>（注）リスクベース・アプローチとは、自己のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクを特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることをいう。</p>	<p>保存、疑わしい取引の届出等の措置（犯収法第 11 条に定める取引時確認等の措置をいう。以下「取引時確認等の措置」という。）に関する内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融市場に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。資金移動業者の監督に当たっては、リスクベース・アプローチを含む「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」という。）に基づき、当該資金移動業者の規模・特性等を踏まえた各種態勢整備状況を確認するとともに、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>（注）リスクベース・アプローチとは、自己のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクを特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることをいう。</p>
<p><b>I-2-1-2-1 主な着眼点</b> （略）</p> <p>(1) 取引時確認等の措置及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置を的確に行うための一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。 特に、一元的な管理態勢の整備に当たっては、以下の措置を講じているか。 （注）取引時確認等の措置の的確な実施に当たっては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」（平成 24 年 10 月金融庁）を参考にすること。</p> <p>① （略） ② テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて調査・分析し、その結果を勘案した措置を</p>	<p><b>II-2-1-2-1 主な着眼点</b> （略）</p> <p>(1) 取引時確認等の措置及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置を的確に行うための一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。 特に、一元的な管理態勢の整備に当たっては、以下の措置を講じているか。 （注）取引時確認等の措置の的確な実施に当たっては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」（平成 24 年 10 月金融庁）を参考にすること。</p> <p>① （略） ② テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて調査・分析し、その結果を勘案した措置を</p>

現 行	改 正 案
<p>講じるために、以下のような対応を行うこと。</p> <p>イ. 犯収法第3条第3項に基づき国家公安委員会が作成・公表する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、取引・商品特性や取引形態、取引に係る国・地域、顧客属性等の観点から、自らが行う取引がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて適切に調査・分析した上で、その結果を記載した書面等（以下「特定事業者作成書面等」という。）を作成し、定期的に見直しを行うこと。</p> <p>ロ. <u>特定事業者作成書面等の内容を勘案し、必要な情報を収集・分析すること、並びに保存している確認記録及び取引記録等について継続的に精査すること。</u></p> <p>ハ. 犯収法第4条第2項前段に定める厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引若しくは犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下「犯収法施行規則」という。）第5条に定める顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引又はこれら以外の取引で犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案してテロ資金供与やマネー・ローンダリング等の危険性の程度が高いと認められる取引（以下「高リスク取引」という。）を行う際には、統括管理者が承認を行い、また、情報の収集・分析を行</p>	<p>講じるために、以下のような対応を行うこと。</p> <p>イ. 犯収法第3条第3項に基づき国家公安委員会が作成・公表する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、取引・商品特性や取引形態、取引に係る国・地域、顧客属性等の観点から、自らが行う取引がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて適切に調査・分析した上で、その結果を記載した書面等（以下「特定事業者作成書面等」という。）を作成し、定期的に見直しを行うこと。</p> <p><u>特に、海外送金を行う事業者においては、取引に係る国・地域ごとのリスクを十分に評価しているか、外国人顧客の在留期限に応じたリスク評価を実施しているか、代理店を介した送金のリスクを評価しているか、非対面取引のリスクを評価・検討しているかなどについて、留意すること。</u></p> <p>ロ. <u>特定事業者作成書面等の内容を勘案し、顧客受入れ方針を策定するとともに、顧客管理や取引記録等の保存に関する具体的な手法を策定すること。また、策定した方針・手法については、定期的又はテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策に重大な影響を及ぼし得る新たな事象を把握した際に見直しを行うこと。</u></p> <p>ハ. 犯収法第4条第2項前段に定める厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引若しくは犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下「犯収法施行規則」という。）第5条に定める顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引又はこれら以外の取引で犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案してテロ資金供与やマネー・ローンダリング等の危険性の程度が高いと認められる取引（以下「高リスク取引」という。）を行う際には、統括管理者が承認を行い、また、情報の収集・分析を行</p>

現 行	改 正 案
<p>った結果を記載した書面等を作成し、確認記録又は取引記録等と共に保存すること。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>③ （略） <u>（新設）</u></p> <p>④～⑦ （略） <u>（新設）</u></p> <p>(2) 法人顧客との取引における実質的支配者の確認や、外国 P E P s（注）該当性の確認、個人番号や基礎年金番号の取扱いを含む本人確認書類の適正な取扱いなど、取引時確認を適正に実施するための態勢が整備されているか。</p> <p>（注）犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（以下「犯収法施行令」という。）第 12 条第 3 項各号及び犯収法施行規則第 15 条各号に掲げる外国の元首及び外国政府等において重要な地位を占める者等をいう。</p>	<p>た結果を記載した書面等を作成し、確認記録又は取引記録等と共に保存すること。<u>確認記録及び取引記録等の正確性や適切性について適時に検証すること。</u></p> <p>二. <u>特定事業者作成書面等に基づく顧客リスク評価に応じた頻度による顧客情報の調査等、継続的顧客管理の方針を策定し、確実に当該方針を実行すること。また、顧客リスク評価に影響を与える事象が発生した際に、顧客リスク評価を見直すこと。</u></p> <p>③ （略）</p> <p>④ <u>取引時確認時等において、犯収法上の取引時確認義務の履行に加えて、我が国を含め関係各国による制裁リスト等を照合するなど、受け入れる顧客のスクリーニングを適切に行っているか。また、各種リスト更新時には再スクリーニングを実施すること。</u></p> <p>⑤～⑧ （略）</p> <p>⑨ <u>代理店管理において、各代理店はリスクに応じた継続的顧客管理措置等の実践が必要であり、それを資金移動業者が検証・評価する態勢を整備すること。また、資金移動業者は各代理店のリスク評価を行い、そのリスクに応じて管理態勢のモニタリングを行うこと。</u></p> <p>(2) <u>法人顧客との取引における実質的支配者の確認において、信頼に足る証跡を求めて行うことや、外国 P E P s（注）該当性の確認、個人番号や基礎年金番号の取扱いを含む本人確認書類の適正な取扱いなど、取引時確認を適正に実施するための態勢が整備されているか。</u></p> <p>（注）犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（以下「犯収法施行令」という。）第 12 条第 3 項各号及び犯収法施行規則第 15 条各号に掲げる外国の元首及び外国政府等において重要な地位を占める者等をいう。</p>

現 行	改 正 案
<p>とりわけ、犯収法第4条第2項前段及び犯収法施行令第12条各項に定める、下記イ. ～ニ. のような厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に（再）取引時確認を行う態勢が整備されているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正に確認を行う態勢が整備されているか。</p> <p>イ. 取引の相手方が関連取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引                      ロ. 関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引                      ハ. 犯収法施行令第12条第2項に定める、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との特定取引等</p> <p>ニ. 外国PEP sに該当する顧客等との特定取引                      このほか、敷居値以下であるが1回当たりの取引の金額を減少させるために一の取引を分割したものであることが一見して明らかな取引（犯収法施行令第7条第3項各号に掲げる取引に限る。）については、特定取引とみなして、取引時確認を適切に実施することとしているか。</p> <p>(3) 疑わしい取引の届出を行うに当たって、利用者の属性、取引時の状況その他資金移動業者の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案した上で、犯収法第8条第2項及び犯収法施行規則第26条、第27条に基づく適切な検討・判断が行われる態勢が整備されているか。                      当該態勢整備に当たっては、特に以下の点に十分留意してい</p>	<p>とりわけ、犯収法第4条第2項前段及び犯収法施行令第12条各項に定める、下記イ. ～ニ. のような厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に（再）取引時確認を行う態勢が整備されているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正に確認を行う態勢が整備されているか。</p> <p>イ. 取引の相手方が関連取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引                      ロ. 関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引                      ハ. 犯収法施行令第12条第2項に定める、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との特定取引等</p> <p>ニ. 外国PEP sに該当する顧客等との特定取引                      このほか、敷居値以下であるが1回当たりの取引の金額を減少させるために一の取引を分割したものであることが一見して明らかな取引（犯収法施行令第7条第3項各号に掲げる取引に限る。）については、特定取引とみなして、取引時確認を適切に実施することとしているか。</p> <p>(3) 疑わしい取引の届出を行うに当たって、利用者の属性、取引時の状況その他資金移動業者の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案した上で、犯収法第8条第2項及び犯収法施行規則第26条、第27条に基づく適切な検討・判断が行われる態勢が整備されているか。                      当該態勢整備に当たっては、特に以下の点に十分留意してい</p>

現 行	改 正 案
<p>るか。</p> <p>① （略） （新設）</p> <p>② （略）</p> <p>(4) （略）</p> <p>(5) 資金移動サービスの不正利用等を防止するため、現金の支払や資金移動業者に関する内閣府令（平成 22 年内閣府令第 4 号。以下「内閣府令」という。）第 29 条第 1 項第 2 号に規定する為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約（以下「口座開設契約等」という。）の締結に当たって、必要に応じ、取引時確認の実施や口座の利用目的等の確認を行うなど、資金移動サービスの不正利用による被害防止のあり方について検討を行い、必要な措置を講じているか。</p> <p>特に、内閣府令第 31 条第 1 号に基づき、自らが提供している資金移動サービスについて、捜査機関等から当該為替取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して、犯罪行為が行われた疑いがある場合について、以下の態勢を整備する必要がある。</p> <p>①・② （略）</p> <p>(6)・(7) （略）</p>	<p>るか。</p> <p>① （略）</p> <p>② <u>取引モニタリングにおいて、各顧客のリスク評価も踏まえ、適切に敷居値が設定されているか。また、ビジネスモデルを踏まえ、疑わしい取引を検知するためのシナリオが適切に設定されているか。届出をした疑わしい取引事例や届出に至らなかった事例を分析し、届出に至る調査が適切か、定期的にシナリオ、敷居値の見直し作業を適切に行っているか。</u></p> <p>③ （略）</p> <p>(4) （略）</p> <p>(5) 資金移動サービスの不正利用等を防止するため、現金の支払や内閣府令第 29 条第 1 項第 2 号に規定する為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約（以下「口座開設契約等」という。）の締結に当たって、必要に応じ、取引時確認の実施や口座の利用目的等の確認を行うなど、資金移動サービスの不正利用による被害防止のあり方について検討を行い、必要な措置を講じているか。</p> <p>特に、内閣府令第 31 条第 1 号に基づき、自らが提供している資金移動サービスについて、捜査機関等から当該為替取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して、犯罪行為が行われた疑いがある場合について、以下の態勢を整備する必要がある。</p> <p>①・② （略）</p> <p>(6)・(7) （略）</p>

現 行	改 正 案
<p><b>I-2-1-2-2 監督手法・対応</b>                      検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された取引時確認等の措置又はマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置に係る課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第54条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>更に、資金移動業の利用者の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第55条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第56条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅡ-3による。）。</p> <p>（注）取引時確認の取扱いについては、別途、犯収法に基づき、必要な措置をとることができることに留意する。</p>	<p><b>Ⅱ-2-1-2-2 監督手法・対応</b>                      検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された取引時確認等の措置又はマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置に係る課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第54条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>さらに、資金移動業の利用者の利益の保護を含む資金移動業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第55条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第56条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅧ-3による。）。</p> <p>（注）取引時確認の取扱いについては、別途、犯収法に基づき、必要な措置をとることができることに留意する。</p>
<p><b>I-2-1-3 反社会的勢力による被害の防止</b>                      （略）</p>	<p><b>Ⅱ-2-1-3 反社会的勢力による被害の防止</b>                      （略）</p>
<p><b>I-2-1-3-1 主な着眼点</b>                      （略）</p>	<p><b>Ⅱ-2-1-3-1 主な着眼点</b>                      （略）</p>
<p><b>I-2-1-3-2 監督手法・対応</b>                      検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された資金移動業者の反社会的勢力との関係遮断態勢等の課題については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について深度あるヒアリングを実施し、必</p>	<p><b>Ⅱ-2-1-3-2 監督手法・対応</b>                      検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された資金移動業者の反社会的勢力との関係遮断態勢等の課題については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について深度あるヒアリングを実施し、必</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係） 14 資金移動業者関係（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>要に応じて法第 54 条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>更に、資金移動業の利用者の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第 55 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく厳正な処分について、必要な対応を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅡ-3による。）。</p>	<p>要に応じて法第 54 条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>さらに、資金移動業の利用者の利益の保護を含む資金移動業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第 55 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく厳正な処分について、必要な対応を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅧ-3による。）。</p>
<p><b>Ⅰ-2-1-4 不祥事件に対する監督上の対応</b> (略)</p>	<p><b>Ⅱ-2-1-4 不祥事件に対する監督上の対応</b> (略)</p>
<p><b>Ⅰ-2-1-4-1 主な着眼点</b> (略)</p>	<p><b>Ⅱ-2-1-4-1 主な着眼点</b> (略)</p>
<p><b>Ⅰ-2-1-4-2 監督手法・対応</b></p> <p>不祥事件の届出があった場合には、事実関係（当該行為が発生した営業所、当該行為者の氏名・職名・職歴、当該行為の概要、発覚年月日、発生期間、発覚の端緒）、発生原因分析、改善・対応策等について深度あるヒアリングを実施し、要に応じて法第 54 条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者の自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>更に、資金移動業の利用者の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第 55 条の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際</p>	<p><b>Ⅱ-2-1-4-2 監督手法・対応</b></p> <p>不祥事件の届出があった場合には、事実関係（当該行為が発生した営業所、当該行為者の氏名・職名・職歴、当該行為の概要、発覚年月日、発生期間、発覚の端緒）、発生原因分析、改善・対応策等について深度あるヒアリングを実施し、要に応じて法第 54 条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者の自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>さらに、資金移動業の利用者の利益の保護を含む資金移動業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第 55 条の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>に留意する事項はⅡ－3による。)</p>	<p>発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅧ－3による。)</p>
<p><b>I－2－2 利用者保護のための情報提供・相談機能等</b>  <b>I－2－2－1 利用者保護措置</b>                      (略)</p>	<p><b>Ⅱ－2－2 利用者保護のための情報提供・相談機能等</b>  <b>Ⅱ－2－2－1 利用者保護措置</b>                      (略)</p>
<p><b>I－2－2－1－1 主な着眼点</b>                      (1) 一般的な着眼点                      ① 利用者に対する説明や情報提供を行うに当たっては、対面取引、A T M等の設備やインターネットを通じた非対面取引など、取引形態に応じて、内閣府令第 28 条第 2 項各号や第 29 条第 1 項各号又は第 2 項各号に規定された事項を説明する態勢が整備されているか。(注)                      更に、当該利用者の知識・経験に照らし、必要に応じて書面を交付（電磁的方法を含む）した上で説明を行うこととするなど、適切に情報提供が行われる態勢を整備しているか。                      (注) 取引形態に応じた説明態勢としては、例えば、対面取引の場合には書面交付や口頭による説明を行った上で当該事実を記録しておく方法、ATM による場合には契約締結前に画面上に必要事項を表示し利用者の確認を求める方法、インターネットを通じた取引の場合には、利用者がその操作する電子計算機の画面上に表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法が、それぞれ考えられる。                      ②～⑤ (略)</p> <p>(2) 銀行等が行う為替取引との誤認防止</p>	<p><b>Ⅱ－2－2－1－1 主な着眼点</b>                      (1) 一般的な着眼点                      ① 利用者に対する説明や情報提供を行うに当たっては、対面取引、A T M等の設備やインターネットを通じた非対面取引など、取引形態に応じて、内閣府令第 28 条第 2 項各号や第 29 条第 1 項各号又は第 2 項各号に規定された事項を説明する態勢が整備されているか。(注)                      さらに、当該利用者の知識・経験に照らし、必要に応じて書面を交付（電磁的方法を含む）した上で説明を行うこととするなど、適切に情報提供が行われる態勢を整備しているか。                      (注) 取引形態に応じた説明態勢としては、例えば、対面取引の場合には書面交付や口頭による説明を行った上で当該事実を記録しておく方法、ATM による場合には契約締結前に画面上に必要事項を表示し利用者の確認を求める方法、インターネットを通じた取引の場合には、利用者がその操作する電子計算機の画面上に表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法が、それぞれ考えられる。                      ②～⑤ (略)</p> <p>(2) 銀行等が行う為替取引との誤認防止</p>

現 行	改 正 案
<p>銀行等が行う為替取引との誤認を防止するための説明を行う際には、内閣府令第 28 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに規定する事項に加えて、同項第 5 号に規定する事項として、以下の点を説明しているか。</p> <p>① 利用者保護のため制度として履行保証金制度が設けられている旨</p> <p>② 法第 59 条に基づく履行保証金についての権利の実行の手続において、還付を受けられる権利が送金依頼人から受取人に移転する時点</p> <p>(注) 履行保証金の還付は、資金移動業者が為替取引に係る債務を負っている者に対して行われるため、Ⅰ-2-2-2-1④(注3)のとおり、受取人が現実に資金を受け取るまでは、送金人が還付対象者となることに留意する(約款により、別途の定めを置いている場合を除く。)</p> <p>(3) 利用者に対する情報の提供 ①～⑤ (略) <u>(新設)</u></p> <p>(4) (略) <u>(新設)</u></p>	<p>銀行等が行う為替取引との誤認を防止するための説明を行う際には、内閣府令第 28 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する事項に加えて、同項第 4 号に規定する事項として、以下の点を説明しているか。</p> <p>① 利用者保護のため制度として履行保証金制度が設けられている旨</p> <p>② 法第 59 条に基づく履行保証金についての権利の実行の手続において、還付を受けられる権利が送金依頼人から受取人に移転する時点</p> <p>(注) 履行保証金の還付は、資金移動業者が為替取引に係る債務を負っている者に対して行われるため、Ⅱ-2-2-2-1④(注3)のとおり、受取人が現実に資金を受け取るまでは、送金人が還付対象者となることに留意する(約款により、別途の定めを置いている場合を除く。)</p> <p>(3) 利用者に対する情報の提供 ①～⑤ (略) ⑥ <u>内閣府令第 29 条の 2 各号に規定された事項について、Ⅱ-2-2-1-1(1)①を踏まえ、利用者に対する適切な説明や情報提供を行う態勢を整備しているか。また、内閣府令第 29 条の 2 第 5 号に規定する利用者の損失の補償その他の対応に関する方針について、Ⅱ-2-6 を踏まえたものとなっているか。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>為替取引に用いられないことがないと認められる利用者の資金を保有しないための措置</u> <u>為替取引に用いられるものではないと認められる利用者の資金の当該利用者への返還方法を定めているか。予め利用者が</u></p>

現 行	改 正 案
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>登録した銀行口座に振り込む方法以外の方法により返還又はその他の措置を行う場合、当該方法が迅速性や利用者利便の観点から妥当といえるか。また、定めた方法に従い返還等を行うため、必要な情報を予め利用者から入手するための態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>（注）利用者資金残高に利息を付す場合については、為替取引に利用する以外の目的での利用者資金の受け入れを誘引する仕組みが講じられていると考えられ、出資法の預り金規制に抵触するおそれがあると考えられる。</u></p> <p><u>（6）利用者から受け入れた資金を貸付等の原資として用いることを防止するための措置</u></p> <p><u>資金移動業者が利用者資金の保全方法として履行保証金保全契約を利用する場合であって、利用者資金を貸付に活用したときは、銀行業の免許を受けることなく、実質的に信用創造を行うことが可能となり問題であるほか、為替取引を行うために受け入れた利用者資金を流動性が低い資産である貸付金に転換することにより流動性リスクを抱えることになり、資金移動業の適正かつ確実な遂行の観点から問題である。これらの問題点を踏まえ、利用者から受け入れた資金を原資として貸付又は手形の割引を行うことを確実に防止するための措置を講じているか。</u></p> <p><u>例えば、次のような措置を全て講じることが考えられる。</u></p> <p><u>① 為替取引に関し、利用者から受け入れた資金と貸付の原資となる資金を別の預金口座で管理する方法や1の銀行口座で管理する場合であっても利用者から受け入れた資金が貸付の原資に用いられていないことを合理的に確認できる方法が社内規則に具体的に定められているか。</u></p> <p><u>（注）「利用者から受け入れた資金が貸付の原資に用いら</u></p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>(7) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>れていないことを合理的に確認できる方法」とは、例えば、貸付の原資となる資金の額として、利用者から受け入れた資金の金額を自己資金から控除した金額を適時・適切に把握の上、貸付額が当該貸付の原資となる資金の額の範囲内であることを確認する方法等が考えられる。</u></p> <p>② <u>利用者から受け入れた資金と貸付の原資となる資金が上記方法により明確に区分され、かつ、利用者から受け入れた資金と貸付の原資となる資金を別の預金口座で管理する場合には両口座の間で融通等が行われることがないよう、適時・適切に検証することとしているか。</u></p> <p>③ <u>事故・不正防止の観点から、利用者から受け入れた資金を管理する担当者と貸付の原資となる資金を管理する担当者を兼務させない等の措置を講じているか。</u></p> <p><u>なお、資金移動業者には、資金移動業を適正かつ確実に遂行することが求められていることを踏まえれば、利用者から受け入れた資金について、貸付以外の用途であれば自由に活用して良いというわけではなく、利用者からの指図に円滑に対応していくために十分な流動性を確保するとともに、容易に毀損することがないよう管理する必要があることに留意する。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>その他利用者保護を図るための措置等</u>  <u>内閣府令第31条第4号に規定された事項について、Ⅱ-2-2-1-1(1)①を踏まえ、利用者に対する適切な説明や情報提供を行う態勢を整備しているか。また、損失の補償その他の対応に関する方針について、Ⅱ-2-6を踏まえたものとなっているか。</u></p>

現 行	改 正 案
<p><b>I-2-2-1-2 監督手法・対応</b></p> <p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された利用者保護措置に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第54条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>更に、資金移動業の利用者の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第55条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第56条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はII-3による。）。</p>	<p><b>II-2-2-1-2 監督手法・対応</b></p> <p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された利用者保護措置に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第54条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>さらに、<u>資金移動業の利用者の利益の保護を含む資金移動業の適正かつ確実な遂行の観点から</u>重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第55条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第56条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はVIII-3による。）。</p>
<p><b>I-2-2-2 帳簿書類</b> (略)</p>	<p><b>II-2-2-2 帳簿書類</b> (略)</p>
<p><b>I-2-2-2-1 主な着眼点</b></p> <p>① (略)</p> <p>② 帳簿書類のデータファイルのバック・アップ等、帳簿書類が<u>き損</u>された場合には速やかに利用者ごとの未達債務の額を把握・復元できるよう態勢を整備しているか。</p> <p>③・④ (略)</p>	<p><b>II-2-2-2-1 主な着眼点</b></p> <p>① (略)</p> <p>② 帳簿書類のデータファイルのバック・アップ等、帳簿書類が<u>毀損</u>された場合には速やかに利用者ごとの未達債務の額を把握・復元できるよう態勢を整備しているか。</p> <p>③・④ (略)</p>
<p><b>I-2-2-2-2 監督手法・対応</b></p> <p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された帳簿書類の作成・保存に関す</p>	<p><b>II-2-2-2-2 監督手法・対応</b></p> <p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された帳簿書類の作成・保存に関す</p>

現 行	改 正 案
<p>る課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 54 条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>更に、資金移動業の利用者の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第 55 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅡ－3による。）。</p>	<p>る課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 54 条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>さらに、<u>資金移動業の利用者の利益の保護を含む資金移動業の適正かつ確実な遂行</u>の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第 55 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅧ－3による。）。</p>
<p><b>Ⅰ－2－2－3 利用者に関する情報管理態勢</b> (略)</p>	<p><b>Ⅱ－2－2－3 利用者に関する情報管理態勢</b> (略)</p>
<p><b>Ⅰ－2－2－3－1 主な着眼点</b> (1) (略)</p> <p>(2) 個人情報管理</p> <p>① 個人である利用者に関する情報については、内閣府令第 25 条の規定に基づきその安全管理及び従業者の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。 (安全管理について必要かつ適切な措置)</p> <p>イ. 金融分野ガイドライン第 8 条の規定に基づく措置 ロ. 実務指針 I 及び別添 2 の規定に基づく措置 (従業者の監督について必要かつ適切な措置)</p> <p>ハ. 金融分野ガイドライン第 9 条の規定に基づく措置 ニ. 実務指針 II の規定に基づく措置</p>	<p><b>Ⅱ－2－2－3－1 主な着眼点</b> (1) (略)</p> <p>(2) 個人情報管理</p> <p>①個人である利用者に関する情報については、内閣府令第 25 条の規定に基づきその安全管理及び従業者の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は<u>毀損</u>の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。 (安全管理について必要かつ適切な措置)</p> <p>イ. 金融分野ガイドライン第 8 条の規定に基づく措置 ロ. 実務指針 I 及び別添 2 の規定に基づく措置 (従業者の監督について必要かつ適切な措置)</p> <p>ハ. 金融分野ガイドライン第 9 条の規定に基づく措置 ニ. 実務指針 II の規定に基づく措置</p>

現 行	改 正 案
<p>②・③ （略） （新設）</p> <p>④ （略）</p>	<p>②・③ （略）</p> <p>④ 外国にある第三者への業務委託や業務提携を行う場合には、個人情報保護法第 24 条において、個人データについて外国にある第三者への提供が制限されていることを踏まえ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について確認を行った上で、業務委託や業務提携等に関し適切な個人情報の管理を行う態勢整備を行っているか。</p> <p>⑤ （略）</p>
<p><b>I-2-2-3-2 監督手法・対応</b></p> <p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された資金移動業者の利用者に関する情報管理態勢の課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 54 条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>更に、資金移動業の利用者の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第 55 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅡ-3による。）。</p> <p>（注）個人情報の取扱いについては、必要に応じて別途、個人情報の保護に関する法律における事業所管大臣への権限委任の状況に従い、必要な措置をとる場合があることに留意すること。</p>	<p><b>Ⅱ-2-2-3-2 監督手法・対応</b></p> <p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された資金移動業者の利用者に関する情報管理態勢の課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 54 条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>さらに、資金移動業の利用者の利益の保護を含む資金移動業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第 55 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅧ-3による。）。</p> <p>（注）個人情報の取扱いについては、必要に応じて別途、個人情報の保護に関する法律における事業所管大臣への権限委任の状況に従い、必要な措置をとる場合があることに留意すること。</p>

現 行	改 正 案
<p><u>I-2-2-4</u> 苦情等への対処（金融ADR制度への対応も含む） （略）</p>	<p><u>II-2-2-4</u> 苦情等への対処（金融ADR制度への対応も含む） （略）</p>
<p><u>I-2-2-4-1</u> 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立についての主な着眼点 資金移動業者による苦情等対処に関する内部管理態勢について、例えば、以下のような点に留意して検証することとする。 ①・② （略） ③ 苦情等対処の実施態勢 イ. ～ニ. （略） ホ. 苦情等対処に当たっては、個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他の法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等に沿った適切な取扱いを確保するための態勢を整備しているか（「<u>I-2-2-3</u> 利用者情報管理」参照）。 ヘ. 業務の外部委託先が行う委託業務に関する苦情等について、資金移動業者への直接の連絡体制を設けるなど、迅速かつ適切に対処するための態勢を整備しているか（「<u>I-2-3-3</u> 外部委託」参照）。 ト. （略） ④～⑥ （略）</p>	<p><u>II-2-2-4-1</u> 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立についての主な着眼点 資金移動業者による苦情等対処に関する内部管理態勢について、例えば、以下のような点に留意して検証することとする。 ①・② （略） ③ 苦情等対処の実施態勢 イ. ～ニ. （略） ホ. 苦情等対処に当たっては、個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他の法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等に沿った適切な取扱いを確保するための態勢を整備しているか（「<u>II-2-2-3</u> 利用者情報管理」参照）。 ヘ. 業務の外部委託先が行う委託業務に関する苦情等について、資金移動業者への直接の連絡体制を設けるなど、迅速かつ適切に対処するための態勢を整備しているか（「<u>II-2-3-3</u> 外部委託」参照）。 ト. （略） ④～⑥ （略）</p>
<p><u>I-2-2-4-2</u> 金融ADR制度への対応 <u>I-2-2-4-2-1</u> 指定資金移動業務紛争解決機関（指定ADR機関）が存在する場合の主な着眼点 （略）</p>	<p><u>II-2-2-4-2</u> 金融ADR制度への対応 <u>II-2-2-4-2-1</u> 指定資金移動業務紛争解決機関（指定ADR機関）が存在する場合の主な着眼点 （略）</p>

現 行	改 正 案
<p><b>I-2-2-4-2-2 指定資金移動業務紛争解決機関（指定ADR機関）が存在しない場合の主な着眼点</b></p> <p>（略）</p> <p>① 苦情処理措置・紛争解決措置の選択          自らが営む資金移動業務の内容、苦情等の発生状況及び営業地域等を踏まえて、法令で規定されている以下の各事項のうちの一つ又は複数を苦情処理措置・紛争解決措置として適切に選択しているか。なお、その際は、例えば、利用者が苦情・紛争を申し出るに当たり、利用者にとって地理的にアクセスしやすい環境を整備するなど、利用者の利便の向上に資するような取組みを行うことが望ましい。</p> <p>イ. ～ハ. （略）</p> <p>ニ. 苦情処理業務・紛争解決業務を公正かつ的確に遂行できる法人（イ f、ロ e）を利用する場合、当該法人が苦情処理業務・紛争解決業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人であること（資金移動業者に関する内閣府令第 32 条の 3 第 1 項第 5 号、同条第 2 項第 4 号）について、相当の資料等に基づいて、合理的に判断しているか。</p> <p>ホ. ・ヘ. （略）</p> <p>② （略）</p> <p>③ 苦情処理措置（資金移動業者自身で態勢整備を行う場合）についての留意事項</p> <p>イ. （略）</p> <p>ロ. 資金移動業者自身で業務運営体制・社内規則を整備する場合</p> <p>a. （略）</p> <p>b. 苦情の申出先を利用者に適切に周知するとともに、苦情</p>	<p><b>II-2-2-4-2-2 指定資金移動業務紛争解決機関（指定ADR機関）が存在しない場合の主な着眼点</b></p> <p>（略）</p> <p>① 苦情処理措置・紛争解決措置の選択          自らが営む資金移動業務の内容、苦情等の発生状況及び営業地域等を踏まえて、法令で規定されている以下の各事項のうちの一つ又は複数を苦情処理措置・紛争解決措置として適切に選択しているか。なお、その際は、例えば、利用者が苦情・紛争を申し出るに当たり、利用者にとって地理的にアクセスしやすい環境を整備するなど、利用者の利便の向上に資するような取組みを行うことが望ましい。</p> <p>イ. ～ハ. （略）</p> <p>ニ. 苦情処理業務・紛争解決業務を公正かつ的確に遂行できる法人（イ f、ロ e）を利用する場合、当該法人が苦情処理業務・紛争解決業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人であること（資金移動業者に関する内閣府令第 32 条の 4 第 1 項第 5 号、同条第 2 項第 4 号）について、相当の資料等に基づいて、合理的に判断しているか。</p> <p>ホ. ・ヘ. （略）</p> <p>② （略）</p> <p>③ 苦情処理措置（資金移動業者自身で態勢整備を行う場合）についての留意事項</p> <p>イ. （略）</p> <p>ロ. 資金移動業者自身で業務運営体制・社内規則を整備する場合</p> <p>a. （略）</p> <p>b. 苦情の申出先を利用者に適切に周知するとともに、苦情</p>

現 行	改 正 案
<p>処理にかかる業務運営体制及び社内規則を適切に公表しているか。周知・公表の内容として、必ずしも社内規則の全文を公表する必要はないものの、利用者が、苦情処理が適切な手続に則って行われているかどうか自ら確認できるようにするため、苦情処理における連絡先及び標準的な業務フロー等を明確に示すことが重要であることから、それに関連する部分を公表しているかに留意する必要がある。なお、周知・公表の方法について、<u>I-2-2-4-2-1</u>②を参照のこと。</p> <p>④ (略)</p>	<p>処理にかかる業務運営体制及び社内規則を適切に公表しているか。周知・公表の内容として、必ずしも社内規則の全文を公表する必要はないものの、利用者が、苦情処理が適切な手続に則って行われているかどうか自ら確認できるようにするため、苦情処理における連絡先及び標準的な業務フロー等を明確に示すことが重要であることから、それに関連する部分を公表しているかに留意する必要がある。なお、周知・公表の方法について、<u>II-2-2-4-2-1</u>②を参照のこと。</p> <p>④ (略)</p>
<p><u>I-2-2-4-3</u> 利用者に対する情報提供 (略)</p>	<p><u>II-2-2-4-3</u> 利用者に対する情報提供 (略)</p>
<p><u>I-2-2-4-4</u> 監督手法・対応</p> <p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された金融ADR制度への対応を含む苦情等対処態勢に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第54条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>更に、資金移動業の利用者の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第55条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第56条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項は<u>II-3</u>による。）。指定ADR機関が存在する場合において、資金移動業者に手続応諾義務等への違反・懈怠等の問題</p>	<p><u>II-2-2-4-4</u> 監督手法・対応</p> <p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された金融ADR制度への対応を含む苦情等対処態勢に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第54条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>さらに、資金移動業の利用者の利益の保護を含む資金移動業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第55条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第56条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項は<u>VIII-3</u>による。）。指定ADR機関が存在する場合において、資金移動業</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係） 14 資金移動業者関係（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>が認められた場合であっても、一義的には資金移動業者と指定ADR機関との手続実施基本契約にかかる不履行であるため、直ちに行政処分の対象となるものではなく、当局としては、資金移動業者の対応を全体的・継続的にみて判断を行うものとする。</p> <p>なお、一般に利用者と資金移動業者との間で生じる個別の紛争は、私法上の契約に係る問題であり、基本的にADRや司法の場を含め当事者間で解決されるべき事柄であることに留意する必要がある。</p>	<p>者に手続応諾義務等への違反・懈怠等の問題が認められた場合であっても、一義的には資金移動業者と指定ADR機関との手続実施基本契約にかかる不履行であるため、直ちに行政処分の対象となるものではなく、当局としては、資金移動業者の対応を全体的・継続的にみて判断を行うものとする。</p> <p>なお、一般に利用者と資金移動業者との間で生じる個別の紛争は、私法上の契約に係る問題であり、基本的にADRや司法の場を含め当事者間で解決されるべき事柄であることに留意する必要がある。</p>
<p><b>I-2-3 事務運営</b>  <b>I-2-3-1 システムリスク管理</b>                      (略)</p>	<p><b>II-2-3 事務運営</b>  <b>II-2-3-1 システムリスク管理</b>                      (略)</p>
<p><b>I-2-3-1-1 主な着眼点</b>                      (1) (略)</p> <p>(2) システムリスク管理態勢</p> <p>① 取締役会は、コンピュータシステムのネットワーク化の進展等により、リスクが顕在化した場合、その影響が連鎖し、広域化・深刻化する傾向にあるなど、経営に重大な影響を与える可能性があるということを十分踏まえ、リスク管理態勢を整備しているか。</p> <p>② システムリスク管理の基本方針が定められているか。システムリスク管理の基本方針には、セキュリティポリシー（組織の情報資産を適切に保護するための基本方針）及び外部委</p>	<p><b>II-2-3-1-1 主な着眼点</b>                      (1) (略)</p> <p>(2) システムリスク管理態勢</p> <p>① 取締役会は、コンピュータシステムのネットワーク化の進展等により、リスクが顕在化した場合、その影響が連鎖し、広域化・深刻化する傾向にあるなど、経営に重大な影響を与える可能性があるということを十分踏まえ、リスク管理態勢を整備しているか。<u>また、統合された複数のサービスの一部として資金移動業務を提供する場合、これら複数のサービス全体のシステムを踏まえたリスク管理態勢を整備しているか。</u></p> <p>② システムリスク管理の基本方針が定められているか。システムリスク管理の基本方針には、セキュリティポリシー（組織の情報資産を適切に保護するための基本方針）及び外部委</p>

現 行	改 正 案
<p>託先に関する方針が含まれているか。<u>また、統合された複数のサービスの一部として資金移動業務を提供する場合、これら複数のサービス全体のシステムを踏まえたリスク管理態勢を整備しているか。</u></p> <p>③ （略）</p> <p>(3) システムリスク評価</p> <p>① システムリスク管理部門は、顧客チャネルの多様化による大量取引の発生や、ネットワークの拡充によるシステム障害等の影響の複雑化・広範化など、外部環境の変化によりリスクが多様化していることを踏まえ、<u>定期的に又は適時に</u>リスクを認識・評価しているか。</p> <p>また、洗い出したリスクに対し、十分な対応策を講じているか。</p> <p>なお、多様なサービスやシステム（外部事業者が提供するものも含む。）と連携した、高度・複雑な情報システムを有している場合には、システムリスクに、<u>以下のようなものを含めることが望ましい。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様なサービスやシステムを利用することによって生じるリスク</li> <li>・取引の急増への対応など、多様なサービスやシステムと連携することによって生じるリスク</li> </ul> <p>なお、取引の急増が想定される場合に、システム連携を行う他社と想定取引件数などを事前に連携し、<u>必要な対策を講じることが望ましい。</u></p> <p>②・③ （略）</p> <p>(4) 情報セキュリティ管理</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 資金移動業者が責任を負うべき利用者の重要情報を網羅的</p>	<p>託先に関する方針が含まれているか。</p> <p>③ （略）</p> <p>(3) システムリスク評価</p> <p>① システムリスク管理部門は、顧客チャネルの多様化による大量取引の発生や、ネットワークの拡充によるシステム障害等の影響の複雑化・広範化など、外部環境の変化によりリスクが多様化していることを踏まえ、<u>定期的かつ適時に</u>リスクを認識・評価しているか。</p> <p>また、洗い出したリスクに対し、十分な対応策を講じているか。</p> <p>なお、多様なサービスやシステム（外部事業者が提供するものも含む。）と連携した、高度・複雑な情報システムを有している場合には、システムリスクに、<u>以下のようなものを含めているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様なサービスやシステムを利用することによって生じるリスク</li> <li>・取引の急増への対応など、多様なサービスやシステムと連携することによって生じるリスク</li> </ul> <p>なお、取引の急増が想定される場合に、システム連携を行う他社と想定取引件数などを事前に連携し、<u>必要な対策を講じているか。</u></p> <p>②・③ （略）</p> <p>(4) 情報セキュリティ管理</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 資金移動業者が責任を負うべき利用者の重要情報を網羅的</p>

現 行	改 正 案
<p>に洗い出し、把握、管理しているか。</p> <p>利用者の重要情報の洗い出しにあたっては、業務、システム、外部委託先を対象範囲とし、例えば、以下のようなデータを洗い出しの対象範囲としているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常の業務では使用しないシステム領域に格納されたデータ</li> <li>・ 障害解析のためにシステムから出力された障害解析用データ <u>等</u></li> </ul> <p><u>(新設)</u></p> <p>⑤～⑩ (略)</p> <p>⑪ 定期的に、データのバックアップを取るなど、データが<u>き</u>損した場合に備えた措置を取っているか。</p> <p>(5) サイバーセキュリティ管理</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ サイバー攻撃に備え、入口対策、内部対策、出口対策といった多段階のサイバーセキュリティ対策を組み合わせた多層防御を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入口対策（例えば、ファイアウォールの設置、抗ウイルスソフトの導入、不正侵入検知システム・不正侵入防止システムの導入 等）</li> <li>・ 内部対策（例えば、特権 ID・パスワードの適切な管理、不要な ID の削除、特定コマンドの実行監視、本番システム（サーバー間）のセキュア化（パケットフィルタや通信の暗号化）、開発環境（テスト環境を含む。）と本番システム環境のネットワークの分離、利用目的に応じたネットワークセグメント分離 等）</li> <li>・ 出口対策（例えば、通信ログ・イベントログ等の取得と分析、不適切な通信の検知・遮断 等）</li> </ul> <p>④～⑥ (略)</p>	<p>に洗い出し、把握、管理しているか。</p> <p>利用者の重要情報の洗い出しにあたっては、業務、システム、外部委託先を対象範囲とし、例えば、以下のようなデータを洗い出しの対象範囲としているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常の業務では使用しないシステム領域に格納されたデータ</li> <li>・ 障害解析のためにシステムから出力された障害解析用データ</li> <li>・ <u>外部委託先・連携先に移送・移転されたデータ 等</u></li> </ul> <p>⑤～⑩ (略)</p> <p>⑪ 定期的に、データのバックアップを取るなど、データが<u>毀</u>損した場合に備えた措置を取っているか。</p> <p>(5) サイバーセキュリティ管理</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ サイバー攻撃に備え、入口対策、内部対策、出口対策といった多段階のサイバーセキュリティ対策を組み合わせた多層防御を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入口対策（例えば、ファイアウォール、<u>WAF</u>の設置、抗ウイルスソフトの導入、不正侵入検知システム・不正侵入防止システムの導入 等）</li> <li>・ 内部対策（例えば、特権 ID・パスワードの適切な管理、不要な ID の削除、特定コマンドの実行監視、本番システム（サーバー間）のセキュア化（パケットフィルタや通信の暗号化）、開発環境（テスト環境を含む。）と本番システム環境のネットワークの分離、利用目的に応じたネットワークセグメント分離 等）</li> <li>・ 出口対策（例えば、通信ログ・イベントログ等の取得と分析、不適切な通信の検知・遮断 等）</li> </ul> <p>④～⑥ (略)</p>

現 行	改 正 案
<p>⑦ インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例えば、以下のような取引のリスクに見合った適切な認証方式を導入しているか。 また、内外の環境変化や事故・事件に<u>応じ、認証方式の見直しを行っているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可変式パスワード、生体認証、電子証明書を用いた多要素認証や多段階認証などの、固定式の ID・パスワードのみに頼らない認証方式</li> <li>・取引に利用しているパソコン・スマートデバイス等とは別の機器を用いるなど、複数経路による取引認証</li> <li>・ログインパスワードとは別の取引用パスワードの採用（同一のパスワードの設定を不可とすること等の事項に留意すること。）</li> <li>・特定の端末のみを利用可能とする端末認証 等 <u>（新設）</u></li> </ul> <p>⑧～⑩ （略）</p> <p>(6) システム企画・開発・運用管理</p> <p>①～④ （略）</p> <p>⑤ 他社のシステムと連携する場合や、多数の利用者が資金移動システムを利用することが見込まれる場合には、システム全体の品質を確保するために、以下の観点を含めた規程や方針等を策定し、適切に実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・品質を確保するためのテスト実施方針を定めること</li> <li>・性能設計を十分なものとし、パフォーマンスの上限値を管理すること</li> <li>・連携する他社のシステムも考慮し、取引件数の状況、想定</li> </ul>	<p>⑦ インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例えば、以下のような取引のリスクに見合った適切な認証方式を導入しているか。 また、内外の環境変化や事故・事件の発生状況を踏まえ、<u>定期的かつ適時にリスクを認識・評価し、必要に応じて、認証方式の見直しを行っているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可変式パスワード、生体認証、電子証明書等実効的な要素を組み合わせた多要素認証などの、固定式の ID・パスワードのみに頼らない認証方式</li> <li>・取引に利用しているパソコン・スマートデバイス等とは別の機器を用いるなど、複数経路による取引認証</li> <li>・ログインパスワードとは別の取引用パスワードの採用（同一のパスワードの設定を不可とすること等の事項に留意すること。）</li> <li>・特定の端末のみを利用可能とする端末認証 等</li> </ul> <p><u>（注）電話番号、メールアドレス、パスワードなど認証に利用される情報の登録・変更に堅牢な認証方式が導入されている必要がある点に留意する。</u></p> <p>⑧～⑩ （略）</p> <p>(6) システム企画・開発・運用管理</p> <p>①～④ （略）</p> <p>⑤ 他社のシステムと連携する場合や、多数の利用者が資金移動システムを利用することが見込まれる場合には、システム全体の品質を確保するために、以下の観点を含めた規程や方針等を策定し、適切に実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・品質を確保するためのテスト実施方針を定めること <u>（削除）</u></li> <li>・システムのパフォーマンス・キャパシティ管理において、</li> </ul>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p><u>件数に応じたキャパシティ計画とすること</u>（大規模な販売促進活動を行う等、一時的な取引件数の増加が見込まれる場合を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種資源の性能や容量の限界を考慮した、監視項目の設定や負荷状態の監視、必要に応じた制御を行うこと</li> <li>・システム開発時にシステムの制限値を把握すること 等</li> </ul> <p>⑥・⑦ （略）</p> <p>(7)・(8) （略）</p> <p>(9) コンティンジェンシープラン ①～④ （略） ⑤ コンティンジェンシープランに基づく訓練を定期的に行っているか。 なお、コンティンジェンシープランに基づく訓練は、<u>全社レベルで行い、外部委託先等と合同で、実施することが望ましい。</u></p> <p>⑥ （略）</p> <p>(10) （略）</p>	<p><u>他社事例も踏まえ、取引の急増を想定した計画とし、敷居値を設定すること</u>（大規模な販売促進活動を行う等、一時的な取引件数の増加が見込まれる場合を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種資源の性能や容量の限界を考慮した、監視項目の設定や負荷状態の監視、必要に応じた制御を行うこと</li> <li>・システム開発時にシステムの制限値を把握すること 等</li> </ul> <p>⑥・⑦ （略）</p> <p>(7)・(8) （略）</p> <p>(9) コンティンジェンシープラン ①～④ （略） ⑤ コンティンジェンシープランに基づく訓練を定期的に行っているか。 なお、コンティンジェンシープランに基づく訓練は、<u>全社レベルで行い、重要度やリスクに応じて外部委託先やシステムの連携先等と合同で実施しているか。</u> <u>また、訓練結果をもとに、必要に応じて、コンティンジェンシープランを見直しているか。</u></p> <p>⑥ （略）</p> <p>(10) （略）</p>
<p><b>I-2-3-1-2 監督手法・対応</b></p> <p>(1) 問題認識時 検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握されたシステムリスクに係る管理態勢に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要</p>	<p><b>II-2-3-1-2 監督手法・対応</b></p> <p>(1) 問題認識時 検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握されたシステムリスクに係る管理態勢に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係） 14 資金移動業者関係（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>に応じて法第 54 条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>更に、資金移動業の利用者の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第 55 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅡ－3による。）。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 外部委託先への対応 システムに係る外部委託業務について、外部委託先における適切な業務運営が懸念される場合など、必要があると認められる場合には、本事務ガイドラインⅠ－2－3－3－2の対応を行うものとする。</p>	<p>に応じて法第 54 条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>さらに、資金移動業の利用者の利益の保護を含む資金移動業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第 55 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅧ－3による。）。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 外部委託先への対応 システムに係る外部委託業務について、外部委託先における適切な業務運営が懸念される場合など、必要があると認められる場合には、本事務ガイドラインⅡ－2－3－3－2の対応を行うものとする。</p>
<p><b>Ⅰ－2－3－2 事務リスク管理</b> (略)</p>	<p><b>Ⅱ－2－3－2 事務リスク管理</b> (略)</p>
<p><b>Ⅰ－2－3－2－1 主な着眼点</b> (略)</p>	<p><b>Ⅱ－2－3－2－1 主な着眼点</b> (略)</p>
<p><b>Ⅰ－2－3－2－2 監督手法・対応</b> 検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された資金移動業者の事務リスク管理に係る内部管理態勢、資金移動業者の外部委託先の業務運営</p>	<p><b>Ⅱ－2－3－2－2 監督手法・対応</b> 検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された資金移動業者の事務リスク管理に係る内部管理態勢、資金移動業者の外部委託先の業務運営</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係） 14 資金移動業者関係（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>態勢若しくは業務運営の適切性に問題があると認められる場合には、資金移動業者や外部委託先に対する深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 54 条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>更に、資金移動業の利用者の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第 55 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅡ-3による。）。</p>	<p>態勢若しくは業務運営の適切性に問題があると認められる場合には、資金移動業者や外部委託先に対する深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 54 条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>さらに、資金移動業の利用者の利益の保護を含む資金移動業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第 55 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅧ-3による。）。</p>
<p><b>Ⅰ-2-3-3 外部委託</b> (略)</p>	<p><b>Ⅱ-2-3-3 外部委託</b> (略)</p>
<p><b>Ⅰ-2-3-3-1 主な着眼点</b></p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 個人である利用者に関する情報の取扱いを委託する場合には、当該委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、金融分野ガイドライン第 10 条の規定に基づく措置及び実務指針Ⅲの規定に基づく措置が講じられているか。</p> <p>⑦～⑪ (略)</p>	<p><b>Ⅱ-2-3-3-1 主な着眼点</b></p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 個人である利用者に関する情報の取扱いを委託する場合には、当該委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、金融分野ガイドライン第 10 条の規定に基づく措置及び実務指針Ⅲの規定に基づく措置が講じられているか。</p> <p>⑦～⑪ (略)</p>
<p><b>Ⅰ-2-3-3-2 監督手法・対応</b></p> <p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された資金移動業者の資金移動業に係る業務の外部委託に係る内部管理態勢、資金移動業者の外部</p>	<p><b>Ⅱ-2-3-3-2 監督手法・対応</b></p> <p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された資金移動業者の資金移動業に係る業務の外部委託に係る内部管理態勢、資金移動業者の外部</p>

現 行	改 正 案
<p>委託先の業務運営態勢若しくは業務運営の適切性に問題があると認められる場合には、資金移動業者や外部委託先に対する深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 54 条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>更に、資金移動業の利用者の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第 55 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅡ-3による。）。</p> <p>（注）ヒアリングは、委託者である資金移動業者を通じて事実関係等を把握することを基本とするが、事案の緊急性や重大性等を踏まえ、必要に応じ、外部委託先からのヒアリングを並行して行うことを検討することとする。</p> <p>また、外部委託先に対してヒアリングを実施するに際しては、必要に応じ、委託者である資金移動業者の同席を求めるものとする。</p>	<p>委託先の業務運営態勢若しくは業務運営の適切性に問題があると認められる場合には、資金移動業者や外部委託先に対する深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 54 条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>さらに、資金移動業の利用者の利益の保護を含む資金移動業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第 55 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅡ-3による。）。</p> <p>（注）ヒアリングは、委託者である資金移動業者を通じて事実関係等を把握することを基本とするが、事案の緊急性や重大性等を踏まえ、必要に応じ、外部委託先からのヒアリングを並行して行うことを検討することとする。</p> <p>また、外部委託先に対してヒアリングを実施するに際しては、必要に応じ、委託者である資金移動業者の同席を求めるものとする。</p>
<p><b>Ⅰ-2-4 障害者への対応</b> （略）</p> <p><b>Ⅰ-2-4-1 主な着眼点</b> （略）</p> <p><b>Ⅰ-2-4-2 監督手法・対応</b> （略）</p>	<p><b>Ⅱ-2-4 障害者への対応</b> （略）</p> <p><b>Ⅱ-2-4-1 主な着眼点</b> （略）</p> <p><b>Ⅱ-2-4-2 監督手法・対応</b> （略）</p>

現 行	改 正 案
<p><b>I-2-5 口座振替サービス等の他の事業者の提供するサービスとの連携</b></p> <p>資金移動サービスの中には、銀行等の提供する口座振替サービスなど、他の事業者の提供するサービスと連携するサービス（以下「連携サービス」という。）が存在する。</p> <p>このような連携サービスについては、資金移動業の利用者にとっては利便性の高いサービスとなり得る一方、例えば、悪意のある第三者が連携する預貯金口座（以下「連携口座」という。）の預貯金者になりすまし、資金移動サービスを介して不正取引を行うなど、資金移動業者のみで完結するサービスとは異なるリスクが介在するおそれがある。また、技術革新の進展により、今後、事業者間の連携は増え、連携に伴うリスクも高まる可能性があると考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、連携サービスを提供する資金移動業者においては、資金移動業の利用者や連携先の利用者（以下、<u>I-2-5</u>及び<u>I-2-6</u>において「利用者等」という。）の利益の保護を含む資金移動業の適正かつ確実な遂行の観点から、当該リスクに応じた管理態勢を連携先と協力して構築することが重要であり、連携サービスを提供する資金移動業者の監督に当たっては、例えば以下のような点に留意するものとする。</p> <p>また、以下の着眼点は、主に、口座振替サービスとの連携を行う場合を念頭に記載しているが、同様に、セキュリティ上の不備等により利用者等に経済的損失が生じ得る他の連携サービスを提供する場合においても、以下の点を踏まえつつ、リスクに応じた対応を行うことが重要となる。</p> <p><b>I-2-5-1 主な着眼点</b> （略）</p> <p><b>I-2-5-2 監督手法・対応</b></p>	<p><b>II-2-5 口座振替サービス等の他の事業者の提供するサービスとの連携</b></p> <p>資金移動サービスの中には、銀行等の提供する口座振替サービスなど、他の事業者の提供するサービスと連携するサービス（以下「連携サービス」という。）が存在する。</p> <p>このような連携サービスについては、資金移動業の利用者にとっては利便性の高いサービスとなり得る一方、例えば、悪意のある第三者が連携する預貯金口座（以下「連携口座」という。）の預貯金者になりすまし、資金移動サービスを介して不正取引を行うなど、資金移動業者のみで完結するサービスとは異なるリスクが介在するおそれがある。また、技術革新の進展により、今後、事業者間の連携は増え、連携に伴うリスクも高まる可能性があると考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、連携サービスを提供する資金移動業者においては、資金移動業の利用者や連携先の利用者（以下、<u>II-2-5</u>及び<u>II-2-6</u>において「利用者等」という。）の利益の保護を含む資金移動業の適正かつ確実な遂行の観点から、当該リスクに応じた管理態勢を連携先と協力して構築することが重要であり、連携サービスを提供する資金移動業者の監督に当たっては、例えば以下のような点に留意するものとする。</p> <p>また、以下の着眼点は、主に、口座振替サービスとの連携を行う場合を念頭に記載しているが、同様に、セキュリティ上の不備等により利用者等に経済的損失が生じ得る他の連携サービスを提供する場合においても、以下の点を踏まえつつ、リスクに応じた対応を行うことが重要となる。</p> <p><b>II-2-5-1 主な着眼点</b> （略）</p> <p><b>II-2-5-2 監督手法・対応</b></p>

現 行	改 正 案
<p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された連携サービスの提供に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 54 条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>さらに、利用者等の利益の保護を含む資金移動業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第 55 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅡ－3 による。）。</p>	<p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された連携サービスの提供に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 54 条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>さらに、利用者等の利益の保護を含む資金移動業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第 55 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅧ－3 による。）。</p>
<p><b>Ⅰ－2－6 不正取引に対する補償</b> (略)</p> <p><b>Ⅰ－2－6－1 主な着眼点</b></p> <p>① <u>資金移動サービスに関し、不正取引が行われたことにより発生した損失の補償その他の対応に関する方針</u>（以下「補償方針」という。）を策定し、資金移動業の利用者への情報提供を行うとともに、不正取引が発生した場合に損失が発生するおそれのある資金移動業の利用者以外の者も容易に知りうる状態においでいるか。</p> <p><u>(注)</u>「資金移動サービスに関し、不正取引が行われたことにより発生した損失」とは、資金移動業の利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した当該利用者の損失に限らず、資金移動業の利用者</p>	<p><b>Ⅱ－2－6 不正取引に対する補償</b> (略)</p> <p><b>Ⅱ－2－6－1 主な着眼点</b></p> <p>① <u>内閣府令第 29 条の 2 第 5 号及び第 31 条第 4 号に基づき、資金移動サービスに関し、不正取引が行われたことにより発生した損失の補償その他の対応に関する方針</u>（以下「補償方針」という。）を策定し、資金移動業の利用者への情報提供を行うとともに、不正取引が発生した場合に損失が発生するおそれのある資金移動業の利用者以外の者も容易に知りうる状態においでいるか。</p> <p><u>(注 1)</u>「資金移動サービスに関し、不正取引が行われたことにより発生した損失」とは、資金移動業の利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した当該利用者の損失に限らず、資金移動業の利用</p>

現 行	改 正 案
<p>が連携口座の預貯金者になりすますことで預貯金者の意思に反して口座振替が行われたことにより発生した預貯金者の損失など、連携サービスの提供を起因として、連携先の利用者に発生した損失を含む。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>② 補償方針には、少なくとも以下の事項が定められているか。</p> <p>イ. 資金移動サービスの内容に応じて、損失が発生するおそれのある具体的な場面毎の被害者に対する損失の補償の有無、内容及び補償に要件がある場合にはその内容</p> <p>ロ. 補償手続の内容</p> <p>ハ. 連携サービスを提供する場合にあっては資金移動業者と連携先の補償の分担に関する事項（被害者に対する補償の実施者を含む。）</p> <p>ニ. 補償に関する相談窓口及びその連絡先</p> <p>ホ. 不正取引の公表</p> <p>（注）ハに定める事項については、当該事項に関する連携先との契約内容の全てについて利用者への情報提供等を行う必要までではないが、少なくとも、被害者に対する補償の実施者については利用者への情報提供等を行う必要があることに留意する。</p> <p>③・④ （略）</p> <p><b>I-2-6-2 監督手法・対応</b></p>	<p>者が連携口座の預貯金者になりすますことで預貯金者の意思に反して口座振替が行われたことにより発生した預貯金者の損失など、連携サービスの提供を起因として、連携先の利用者に発生した損失を含む。</p> <p><u>（注2）内閣府令第31条第4号に規定する「為替取引に係る業務の内容及び方法に照らし必要があると認められる場合」とは、例えば、銀行等の提供する口座振替サービスと連携した資金移動サービスを提供する場合など、資金移動業者の提供する資金移動サービスの内容及び方法に照らし、資金移動業の利用者以外に損失が発生するおそれのある場合をいう。</u></p> <p>② 補償方針には、少なくとも以下の事項が定められているか。</p> <p>イ. 資金移動サービスの内容に応じて、損失が発生するおそれのある具体的な場面毎の被害者に対する損失の補償の有無、内容及び補償に要件がある場合にはその内容</p> <p>ロ. 補償手続の内容</p> <p>ハ. 連携サービスを提供する場合にあっては資金移動業者と連携先の補償の分担に関する事項（被害者に対する補償の実施者を含む。）</p> <p>ニ. 補償に関する相談窓口及びその連絡先</p> <p>ホ. 不正取引の公表</p> <p>（注）ハに定める事項については、<u>内閣府令第29条の2第5号及び第31条第4号に基づき、当該事項に関する連携先との契約内容の全てについて利用者への情報提供等を行う必要までではないが、少なくとも、被害者に対する補償の実施者については利用者への情報提供等を行う必要があることに留意する。</u></p> <p>③・④ （略）</p> <p><b>II-2-6-2 監督手法・対応</b></p>

現 行	改 正 案
<p>(1) 問題認識時                      検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された不正取引への対応に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 54 条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>さらに、利用者等の利益の保護を含む業務の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第 55 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅡ－3による。）。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(1) 問題認識時                      検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された不正取引への対応に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 54 条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>さらに、利用者等の利益の保護を含む業務の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第 55 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅧ－3による。）。</p> <p>(2) (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p><b>Ⅲ 第一種資金移動業者に係る監督上の評価項目</b>  <u>第一種資金移動業者は、1 件当たり 100 万円を超える高額の為替取引を行うことができる。高額の為替取引はその履行が確保されない場合に、送金資金の受取人が資金繰りに窮するなどの社会的・経済的な影響が大きく、また、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策の重要性も相対的に高まることとなる。このため、第一種資金移動業を適正かつ確実に遂行するための体制整備のほか、特に、システムリスク管理、セキュリティ対策、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策等に関しては、高額の為替取引を行うことに伴うリスクを踏まえ、他の種別の資金移動業者と比較して充実した体制整備が求められ</u></p>



現 行	改 正 案
	<p><u>し、有効に機能する態勢として、以下のような措置を講じているか。</u></p> <p>① <u>利用者から具体的な為替取引の指図を伴わない資金を受け入れない措置を講じているか。</u></p> <p><u>（注1）具体的な為替取引の指図とは、為替取引の依頼の際に、送金人が第一種資金移動業者に対し、①移動する資金の額、②資金を移動する日及び③資金の移動先が全て明確に指定されている必要があり、一部でも明確になっていない場合には、具体的な為替取引の指図とは認められないことに留意すること。</u></p> <p><u>（注2）注1の②資金を移動する日とは、為替取引の依頼を受けた際、実際に、資金の移動に関する事務を実施する上で、具体的日付となる資金の移動の完了予定日（以下「完了予定日」という。）をいう。なお、送金人が完了予定日を予め指定しなかった場合には、資金移動業者から送金人に対し、完了予定日を提示し、送金人の確認を得ること。また、その際に完了予定日から逆算した入金予定日を伝達し、入金予定日までは資金を受け入れないこと。</u></p> <p>② <u>未達債務の発生時点から、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間内に確実に為替取引が完了するための体制が整備されているか。</u></p> <p><u>（注3）「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」とは、運用・技術上必要な期間であり、例えばテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策上の確認・検証、海外拠点や銀行等への連絡、銀行口座への振込といった、個々の為替取引の事務処理に要する必要最低限の期間を考慮し、合理的に算定した期間をいう。</u></p> <p><u>なお、下記④の資金移動業者の責めに帰することが</u></p>

現 行	改 正 案
	<p><u>できない事由が生じた場合には、これを解消するまでの期間も当該期間に含まれる。</u></p> <p><u>(注4) 第一種資金移動業の利用者が予め入金した資金を、ATMで第一種資金移動業者から発行されたカードを用いて引き出しを行うサービスを提供することや、第一種資金移動業者に資金の支払いを行い、当該資金の額に相当する証書（マネーオーダー）の発行を受けた送金人が受取人に証書を送付し、受取人が当該証書と引き換えに現金を受け取るサービス等を提供することは、具体的な為替取引の指図を伴っていたとしても、通常、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間を超えて第一種資金移動業者が為替取引に関する債務を負担することになると考えられるため、法第51条の2第2項に違反する可能性があることに留意すること。</u></p> <p><u>③ 受取人が資金を受け取る場合には、受取人が予め登録した受取人の銀行等の預金口座に直接資金を入金するなど、受取人の資金について為替取引の完了に向けて無用な滞留が生じない措置を講じているか。</u></p> <p><u>④ 資金の滞留について、「第一種資金移動業者の責めに帰ることができない事由により資金を移動することができない場合」として想定される事由が生じた場合の対処方針を策定しているか。</u></p> <p><u>(注5) 「第一種資金移動業者の責めに帰ることができない事由により資金を移動することができない場合」とは、例えば、指定された資金の移動先に関する情報に誤りがある場合や資金の移動先が利用する金融機関等が休業日である場合など、資金移動業者の努力だけでは滞留を回避することができない真にやむを得ない場合に限定される。</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p>	<p>⑤ 「<u>資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間</u>」（注3のなお書きを含まない期間）を超えて債務を負担した場合には、<u>為替取引毎に、その原因を検証し、当該原因が第一種資金移動業者の責めに帰する事由であった場合に再発防止を図るための態勢を整備しているか。</u></p> <p>⑥ <u>利用者資金の滞留の禁止に関する履行方法や監視方法について、社内規則等を定め、役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。</u></p> <p>(2) <u>要履行保証額に係る確実な保全</u>  <u>高額の為替取引を行うリスクを踏まえ、破綻等した場合に利用者に与える影響を極小化するため、以下のような点に留意しているか。</u>  <u>利用者保護を確実に図る観点から、各営業日の要履行保証額（法第43条第2項に規定する要履行保証額）の変動見込みを踏まえ、第一種資金移動業に係る履行保証金等合計額（資金決済に関する法律施行令（平成22年政令第19号。以下「令」という。）第17条第1項第1号に規定する履行保証金等合計額をいう。）を適切に管理しているか。</u>  <u>なお、法第58条の2第5項第4号の一括供託をしている第一種資金移動業者（同条第1項に規定する特例対象資金移動業に第一種資金移動業を含むものに限る。）においては、当該特例対象資金移動業に係る要履行保証額及び履行保証金等合計額について、同様に管理を行うこと。</u></p> <p><b>Ⅲ－1－1－2 監督手法・対応</b></p> <p>(1) <u>問題認識時</u>  <u>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された厳格な滞留規制等に関する</u></p>



現 行	改 正 案
<p>(新設)</p>	<p><u>のような点に問題がないか検証すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>為替取引に係る資金の入金の方法</u></li> <li>・ <u>為替取引に係る資金の受取の方法</u></li> <li>・ <u>緊急時の利用者への連絡方法</u></li> <li>・ <u>為替取引による資金の移動が生じる国及び地域</u></li> <li>・ <u>為替取引の依頼が集中した場合等に、受取人に資金を円滑に払い出すために必要な送金資金（コルレス先の資金を含む）の確保</u></li> </ul> <p><b>Ⅲ－１－２－２ 監督手法・対応</b></p> <p><u>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された業務の提供方法に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 54 条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</u></p> <p><u>さらに、第一種資金移動業の利用者の利益の保護を含む資金移動業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第 55 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅧ－３による。）。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><b>Ⅲ－１－３ システムリスク管理</b></p> <p><u>第一種資金移動業者は、高額の為替取引を行うため、攻撃者の標的になる可能性が高く、システムリスク管理について、より強固な管理態勢整備、セキュリティ対策を講じることが求められる。また、システム障害等の不測の事態によるサービス停止時に利用者への影響が大きくなることも想定されることが</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p>	<p><u>ら、システムの安定稼働のための対策を講じることが求められる。このような場合においては、Ⅱ－２－３－１－１に記載の点に加えて、例えば、以下の点について検証を行うものとする。</u></p> <p><b>Ⅲ－１－３－１ 主な着眼点</b></p> <p>(1) システムリスク管理態勢</p> <p><u>第一種資金移動業者は、高額の為替取引が可能となることから、セキュリティ事故が発生した場合やシステム障害時等の不測の事態によりサービス停止した場合、利用者への影響が大きくなることが想定される。そのため、より強固なシステムリスク管理態勢を整備する必要がある。また、外部事業者が提供するものも含む多様なサービスやシステムと連携した、高度・複雑な情報システムを有するなど、リスクが多様化していることから、システムリスク管理態勢について、外部環境の変化に応じた適時のリスク認識・評価を実施することが求められる。</u></p> <p>① <u>システム統括役員は、有事の対応を含めて、業務を適切に遂行するためのシステムに関する十分な知識・経験を有している者であるか。</u></p> <p>② <u>システムリスク管理態勢について、専門性を持った第三者（外部機関）等による知見を取り入れた監査又は評価を実施しているか。</u></p> <p>(2) セキュリティ対策</p> <p><u>第一種資金移動業者は、攻撃者の標的となる可能性が高く、攻撃手法の進化も速いことから、サイバーセキュリティについて、専門性を持った者による適切な評価を受けることが求められる。また、利用者認証の不備を起因とした不正アクセス又は不正利用、情報漏えい等のリスクが顕在化していることから、高額送金時等においては、送金額のリスクに見合った、より強</u></p>

現 行	改 正 案
	<p><u>固な対策を実施することが求められる。</u></p> <p>① <u>サイバーセキュリティについて、専門性を持った第三者（外部機関）等によるネットワークへの侵入検査、脆弱性診断等を実施し、セキュリティ水準に対する客観的な評価を受けているか。また、評価結果から導出された課題への対策を実施しているか。</u></p> <p>② <u>不正アクセス又は不正利用による被害を最小化するための、以下又は以下と同等以上の機能を実装しているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>1日及び1回の為替取引の上限額を利用者側で設定可能とする機能</u></li> <li>・ <u>利用者側で送金先を限定できるようにする機能</u></li> <li>・ <u>上記情報の設定・変更時に利用者に通知する機能</u></li> </ul> <p><u>(注)「利用者側で送金先を限定できるようにする機能」としては、例えば、利用者が事前に送金先を登録することとし、登録されていない宛先に送金する場合は、追加認証を利用者に求める機能等が考えられる。</u></p> <p>③ <u>連携サービスの導入時及びその内容・方法の変更時においては、専門性を持った第三者（外部機関）等によるリスク評価を実施するなど、為替取引の上限額に応じ、堅牢なセキュリティ対策を講じているか。</u></p> <p><u>(3) システムの安定稼働</u></p> <p><u>第一種資金移動業者は、利用者への安定したサービス提供が求められる。システム障害時等の不測の事態が発生した際は、サービス停止による影響を拡大させないために、可能な限りサービスを継続又は迅速に復旧させることが求められる。また、復旧に際しては、重要なデータを安全かつ確実に回復させるための態勢を整備することが求められる。</u></p> <p>① <u>システム障害等の影響を極小化するためのシステムの仕組みとして、実効的なバックアップシステム等を構築し</u></p>

現 行	改 正 案
<p><u>（新設）</u></p>	<p>ているか。</p> <p><u>② 重要なデータの整合性及び完全性を毀損しないために、バックアップを取得する仕組みを構築しているか。また、業務継続に必要なデータを迅速にリストア可能とするための手順書を整備し、定期的にリストアテストを実施し、手順書の実効性を確認しているか。</u></p> <p><b>Ⅲ－１－３－２ 監督手法・対応</b></p> <p><u>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握されたシステムリスク管理に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第54条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</u></p> <p><u>さらに、第一種資金移動業の利用者の利益の保護を含む資金移動業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第55条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第56条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅧ－3による。）。</u></p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><b>Ⅲ－１－４ テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策</b></p> <p><u>第一種資金移動業者は、高額の為替取引を行うため、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策の重要性が相対的に高まることから、他の種別の資金移動業者と比較して堅牢なテロ資金供与及びマネー・ローンダリングリスク管理態勢の構築・維持が求められる。</u></p> <p><u>国際社会がテロ等の脅威に直面する中で、テロ資金供与及び</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p>	<p><u>マネー・ローンダリング対策の不備等を契機として、外国当局より巨額の制裁金を課される事例や、取引相手である海外の金融機関等からコルレス契約の解消を求められる事例が生じるなど、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策に対する目線が急速に厳しさを増しており、特に、海外送金等の業務を行う金融機関等においては、日本国内のテロ資金供与及びマネー・ローンダリングの動向のみならず、外国当局による監督も含め国際的なテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策の動向を十分に踏まえた対応が求められる。</u></p> <p><u>なお、リスクベース・アプローチによるテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策管理態勢の構築・維持は国際的にみても、FATFの勧告等の中心的な項目であるほか、主要先進国でも定着しており、金融機関等にとっては当然に実施していくべき事項（ミニマム・スタンダード）であることに留意するものとする。</u></p> <p><b>Ⅲ－１－４－１ 主な着眼点</b></p> <p><u>第一種資金移動業者として、マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン及びⅡ－２－１－２の事項を適正かつ確実に実施しているか。他の種別の資金移動業者と比較してより堅牢なテロ資金供与及びマネー・ローンダリングリスク管理態勢を整備するため、特に、以下のような措置を講じているか。</u></p> <p><u>(注) テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策に当たっては、リスクベース・アプローチによるリスク管理態勢を整備する必要があることに留意する必要がある。</u></p> <p>① <u>特定事業者作成書面等において、対象顧客層（個人・法人、職業・事業内容、居住国の種別など）、対象取引類型（取扱金額、国内向け送金・海外向け送金など）を踏まえ、包括的かつ具体的にリスクの特定・評価を行い、これを踏まえてリスク低減措置を検討しているか。</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p>	<p>② <u>取引時確認時等において、犯収法上の取引時確認義務の履行に加えて、我が国を含め関係各国による制裁リスト等を照合するなど、受け入れる顧客のスクリーニングを適切に行っているか。また、各種リスト更新時には再スクリーニングを実施しているか。</u></p> <p>③ <u>商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性を踏まえて、全ての顧客について、適切にリスク評価を実施しているか。また、リスクに応じて、適切に継続的顧客管理措置を実施しているか。</u></p> <p>④ <u>取引モニタリングにおいて、各顧客のリスク評価も踏まえ、適切に敷居値が設定されているか。また、ビジネスモデルを踏まえ、疑わしい取引を検知するためのシナリオが適切に設定されているか。届出した疑わしい取引事例や届出に至らなかった事例を分析し、届出に至る調査が適切か、定期的にシナリオ、敷居値の見直し作業を適切に行っているか。</u></p> <p>⑤ <u>代理店管理において、各代理店は、リスクに応じた継続的顧客管理措置等の実践が必要であり、それを資金移動業者が検証・評価する態勢を整備しているか。また、資金移動業者は各代理店のリスク評価を行い、そのリスクに応じて管理態勢のモニタリングを行っているか。</u></p> <p>⑥ <u>テロ資金供与及びマネー・ロンダリング対策に関し、専門性・適合性等を有する職員を必要な役割に応じ確保・育成しながら、適切かつ継続的な研修等を行うことにより、組織全体として、専門性・適合性等を維持・向上させる態勢を整備しているか。</u></p> <p><b>Ⅲ－１－４－２ 監督手法・対応</b></p> <p><u>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握されたテロ資金供与及びマネー・ロンダリング対策に関する課題等については、上記の着眼点に基</u></p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係） 14 資金移動業者関係（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p><u>づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 54 条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</u></p> <p><u>さらに、第一種資金移動業の利用者の利益の保護を含む資金移動業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第 55 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅧ－3による。）。</u></p>
(新設)	<p><b>Ⅲ－1－5 為替取引の上限額</b></p> <p><u>第一種資金移動業者は、為替取引の上限額に応じたリスク管理態勢の整備を行う必要がある。</u></p>
(新設)	<p><b>Ⅲ－1－5－1 主な着眼点</b></p> <p>① <u>為替取引の上限額に応じたリスク評価を実施し、当該リスク評価を踏まえたリスク管理態勢を整備しているか。また、リスク評価を見直しているか。</u></p> <p>② <u>利用者の各送金が、為替取引の上限額の範囲内であることを、システム等を用いて把握するための措置を講じているか。</u></p>
(新設)	<p><b>Ⅲ－1－5－2 監督手法・対応</b></p> <p><u>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された為替取引の上限額に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 54 条</u></p>



現 行	改 正 案
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>② 為替取引に関する事故が発生した場合に直ちに補償その他の対応を実施するための態勢が整備されているか。</u></p> <p><b>Ⅲ－１－６－２ 監督手法・対応</b></p> <p><u>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された為替取引に関する事故が発生した場合等の対応方針に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 54 条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</u></p> <p><u>さらに、第一種資金移動業の利用者の利益の保護を含む資金移動業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第 55 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅧ－３による。）。</u></p>
<p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>	<p><b>Ⅲ－２ 利用者に対する情報の提供</b></p> <p><u>第一種資金移動業者においては、Ⅱ－２－２－１－１(3)に加え、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p><b>Ⅲ－２－１ 主な着眼点</b></p> <p><u>① 法第 51 条及び内閣府令第 29 条の趣旨を踏まえ、同条第 1 項第 1 号へに規定する事項として、利用者が当該為替取引に係る契約を締結するか否かの判断を行うに際して、参考となる事項を必要に応じて説明しているか。</u></p> <p><u>（注）内閣府令第 29 条第 1 項第 1 号へに基づき説明する事</u></p>

現 行	改 正 案
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>項としては、例えば、以下の事項が考えられる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>為替取引の上限額</u></li> <li>・ <u>為替取引に係る資金の受取の方法</u></li> <li>・ <u>具体的な為替取引の指図を伴わない資金の受入れ不可</u></li> <li>・ <u>資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間</u></li> </ul> <p><u>② 内閣府令第 29 条第 1 項第 2 号ホに規定する事項として、利用者が口座開設契約等を締結するか否かの判断を行うに際して、参考となる事項を必要に応じて説明しているか。</u></p> <p><u>（注）内閣府令第 29 条第 1 項第 2 号ホに基づき説明する事項としては、例えば、上記①に掲げた事項が考えられる。</u></p> <p><b>Ⅲ－２－２ 監督手法・対応</b></p> <p><u>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された利用者に対する情報の提供に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 54 条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</u></p> <p><u>さらに、第一種資金移動業の利用者の利益の保護を含む資金移動業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第 55 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅧ－３による。）。</u></p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><b>Ⅳ 第二種資金移動業者に係る監督上の評価項目</b></p>

現 行	改 正 案
<p><u>（新設）</u></p>	<p><b>IV-1 滞留規制</b></p> <p><u>資金移動業者に為替取引との関連性に疑義がある利用者資金が滞留することの問題点として、①資金移動業者が利用者資金を受け入れた状態で破綻した場合、利用者が還付を受けるまでに相応の時間を要するなど、利用者保護の観点から問題があること、②資金移動業者が本来的には必要がない保全コストを負担することになり、効率的な業務運営の妨げとなりうること、③出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号。以下「出資法」という。）第2条の預り金規制に抵触する疑義が生じうること、④銀行預金と異なり経済活動に活用されない資金が増加することにより、経済的悪影響が生じうることを考えられる。</u></p> <p><u>第二種資金移動業については、利用者資金の受入れについて定量的な制限がなく、第一種資金移動業及び第三種資金移動業と比較し、為替取引に用いられないことがない利用者資金を保有する可能性が高いことから、こうした利用者資金を保有しないための措置を講ずる必要がある。</u></p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><b>IV-1-1 主な着眼点</b></p> <p><u>為替取引に用いられないことがないと認められる利用者の資金を保有しないための措置</u></p> <p><u>利用者1人当たりの受入額が100万円を超えている場合、利用者資金が為替取引に関するものであるかを確認し、仮に為替取引に用いられる蓋然性が低いと判断される場合、利用者へ払出しを要請し、利用者がこれに応じない場合、利用者への資金の返還その他の当該資金を保有しないための措置を講じる態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>その際、利用者資金と為替取引との関連性を判断するに当た</u></p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p><u>っては、利用者ごとに①受入額、②受入期間、③送金実績、④利用目的を総合考慮しているか。</u></p> <p><u>（注1）例えば、受入額が100万円を超えているアカウントを認識した際、為替取引の予定の有無や、当該利用者の過去の取引実績等と比較して多額の資金が長期間滞留しているかを確認し、当該確認の結果、為替取引に用いられる蓋然性が低いと判断した場合、予め登録された利用者の銀行口座に為替取引に用いられる蓋然性が低いと判断した金額を振り込む方法等が考えられる。</u></p> <p><u>（注2）為替取引に用いられないことがないと認められる利用者の資金を保有しないための措置については、利用者資金が為替取引に用いられるものであるかを適時適切に確認する態勢が整備されているかに留意する。</u></p> <p><u>なお、当該確認（内閣府令第30条の2第1項）を行った結果、利用者資金のうち100万円以下の部分についても、為替取引に用いられるものではないと認められるものについては、利用者への返還その他の当該資金を保有しないための措置を講じる必要があることに留意する。</u></p> <p><u>上記に関し、具体的な確認方法、判断基準、対応方法について規定した社内規則等を定め、役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。また、システム対応を含め必要な態勢を構築しているか。</u></p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><b>IV-1-2 監督手法・対応</b></p> <p><u>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された滞留規制に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等につい</u></p>

現 行	改 正 案
	<p><u>て、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 54 条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</u></p> <p><u>さらに、第二種資金移動業の利用者の利益の保護を含む資金移動業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第 55 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅧ－3による。）。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><b><u>V 第三種資金移動業者に係る監督上の評価項目</u></b></p> <p><u>第三種資金移動業者は、特に少額として政令で定める額以下の為替取引のみ行うことができる。1 件当たりの送金額及び利用者 1 人当たりの受入額の上限は 5 万円に相当する額（以下「5 万円相当額」という。）とされている。</u></p> <p><u>（注）外国通貨建ての資金移動サービスを提供する場合、為替相場の変動により、為替取引に関する債務が 5 万円相当額を超えることがないようにする必要がある。</u></p> <p><u>このため、他の種別の資金移動業と比べて破綻時の経済的な影響は相対的に小さいことから、利用者資金を自己の財産と分別した預貯金等により管理する方法（以下「預貯金等管理方法」という。）により管理を行うことが認められている。</u></p> <p><u>ただし、第三種資金移動業者が、利用者資金の保全に関して預貯金等管理方法による管理を行う場合には、利用者の利益の保護の観点から、当該管理方法が適正かつ確実に遂行される必要があるほか、利用者に対し十分な情報提供を行うことが必要である。</u></p> <p><u>第三種資金移動業者の監督に当たっては、Ⅱの各着眼点に加え、以下で示す留意点を踏まえて監督するものとする。</u></p>



現 行	改 正 案
<p><u>（新設）</u></p>	<p><b>V-1-2 監督手法・対応</b></p> <p><u>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された滞留規制（為替取引に関する上限額）に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 54 条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</u></p> <p><u>さらに、第三種資金移動業の利用者の利益の保護を含む資金移動業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第 55 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅧ-3による。）。</u></p>
<p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>	<p><b>V-2 預貯金等管理方法による管理に係る態勢等</b></p> <p><u>第三種資金移動業者が預貯金等管理を行う場合には、法第 45 条の 2 及び内閣府令第 21 条の 3 から第 21 条の 5 の規定に基づき、預貯金等管理についての適切な取扱いが確保される必要がある。</u></p> <p><u>預貯金等管理により利用者の資金を管理する第三種資金移動業者の監督に当たっては、従来の供託等による管理方法と異なり、必ずしも倒産隔離が効かないことから、預貯金等管理の状況の適切性を確認するため、例えば、以下の点に留意する必要がある。</u></p> <p><b>V-2-1 主な着眼点</b></p>

現 行	改 正 案
	<p>(1) <u>経営陣の認識・関与</u>  <u>経営陣は、預貯金等管理を行う場合、利用者保護の確保の重要性を認識し、預貯金等管理方法による管理が適正かつ確実に行われているかを検証しているか。また、預貯金等管理の状況について、定期的あるいは随時に報告を受けるなどして、預貯金等管理が適切に行われるための体制の整備（内部けん制機能の確保を含む。）等に活用しているか。</u></p> <p>(2) <u>預貯金等管理の方法</u></p> <p>① <u>預貯金等管理に係る社内規則に、預貯金等管理の方法が具体的に定められ、利用者との契約に反映しているか。</u></p> <p>② <u>自己の固有財産である金銭と利用者の資金が、上記方法に基づいて明確に区分され、かつ、個々の利用者の資金の残高について、直ちに判別できることとしているか。また、その遵守状況について適切に検証することとしているか。</u></p> <p>③ <u>預貯金等管理を行う場合、銀行等の口座残高等が、その管理しなければならない額に不足する事態を防止するための措置として、例えば以下の措置を講じているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>預貯金等管理業務を担当する部門を設置しているか。利用者資金の受払いの手続を行う担当者と利用者資金の残高を照合する担当者の兼務を禁じているか。</u></li> <li>・ <u>事故・不正防止の観点から、各担当者を定期的に交代させることとしているか。</u></li> </ul> <p>④ <u>利用者の資金について、内閣府令第21条の3第1号に規定する方法により管理する場合、第三種資金移動業に係る各営業日における未達債務の額に、預貯金等管理により管理する額の割合（以下「預貯金等管理割合」という。）を乗じた額を算定の上、利用者の資金を分別管理している銀行等の口座残高が当該算定額以上の額となっているかを毎営業日に確認しているか。また、確認した結果、銀行等の口座残高が</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p>	<p><u>預貯金等管理により管理しなければならない額に満たない場合には、直ちに当該不足額を解消の上、原因の分析を行っているか。</u></p> <p>⑤ <u>利用者の資金について、内閣府令第 21 条の 3 第 2 号に規定する方法により管理する場合、第三種資金移動業に係る各営業日における未達債務の額に、預貯金等管理割合を乗じた額を算定の上、利用者の資金を分別管理している金融機関の信託財産の元本評価額が当該算定額以上の額となっているかを毎営業日に確認しているか。また、確認した結果、信託財産の元本評価額が預貯金等管理により管理しなければならない額に満たない場合には、直ちに当該不足額に相当する金銭を信託財産に追加した上、原因の分析を行っているか。</u></p> <p>(3) <u>預貯金等管理監査</u></p> <p>① <u>預貯金等管理監査に対応するための必要な社内態勢(社内規則・マニュアルの策定等)が整備されているか。</u></p> <p>② <u>経営陣は、預貯金等管理監査を行うに当たって、業務に関し、その規模・特性に応じ、適切な公認会計士又は監査法人を選定しているか。</u></p> <p>③ <u>預貯金等管理監査において把握・指摘された重要な事項は、遅滞なく経営陣に報告されているか。また、預貯金等管理監査における指摘事項を速やかに改善しているか。</u></p> <p><b>V-2-2 監督手法・対応</b></p> <p><u>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された預貯金等管理方法による管理に係る態勢等に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 54 条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握する</u></p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係） 14 資金移動業者関係（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p><u>こととする。</u></p> <p><u>さらに、第三種資金移動業の利用者の利益の保護を含む資金移動業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第 55 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅧ－3による。）。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><b>V－3 第三種資金移動業に係る利用者保護措置</b></p> <p><u>第三種資金移動業者は、利用者の資金の保全に関し預貯金等管理することを届け出たときは、届出の範囲内で、預貯金等管理を行うことができるが、預貯金等管理を行う場合、従来の供託等の管理方法と異なり、必ずしも倒産隔離が効かないことから、第三種資金移動業者の破綻時に利用者が十分な資金の還付を受けられないおそれがある。</u></p> <p><u>このため、預貯金等管理を行う第三種資金移動業者は、破綻時のリスクに係る情報の提供を充実させる必要がある。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><b>V－3－1 主な着眼点</b></p> <p>(1) <b>銀行が行う為替取引との誤認防止</b></p> <p><u>銀行等が行う為替取引との誤認を防止するための説明を行う際には、法第 45 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けている場合にあつては、内閣府令第 28 条第 2 項第 4 号に規定する事項として、Ⅱ－2－2－1－1(2)に加え、以下の点を説明しているか。なお、預貯金等管理割合を 10 割としている場合は、Ⅱ－2－2－1－1(2)②の説明を要しない。</u></p> <p><u>・法第 45 条の 2 第 1 項の規定の適用により履行保証金の全部又は一部を供託しないことができる旨及び預貯金等管理方</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p>	<p><u>法により管理を行っている旨</u>  <u>・法第 59 条第 1 項ただし書に規定する権利の内容</u></p> <p>(2) <u>利用者に対する情報提供</u></p> <p>① <u>内閣府令第 29 条第 1 項各号若しくは第 2 項各号又は第 29 条の 2 各号に規定された事項について、書面を交付（電磁的方法を含む）した上で説明を行うこととするなど、十分な情報提供を行っているか。</u></p> <p>② <u>内閣府令第 29 条の 2 第 4 号に規定する法第 59 条第 1 項ただし書に規定する権利の内容として、以下の点を説明しているか。</u></p> <p><u>・預貯金等管理割合を 10 割としている場合は、履行保証金が存在しないため、破綻時に同項に規定する優先弁済権を有しない旨</u></p> <p><u>・預貯金等管理割合を 10 割とせずに預貯金等管理を行う場合は、第三種資金移動業に関し負担する債務に係る債権については、預貯金等管理割合を乗じて得た額を控除した額を限度として、履行保証金に係る権利を有する旨及び供託等している履行保証金の範囲で還付を受けられる旨</u></p> <p><b>V-3-2 監督手法・対応</b></p> <p><u>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された第三種資金移動業に係る利用者保護措置に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 54 条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</u></p> <p><u>さらに、第三種資金移動業の利用者の利益の保護を含む資金移</u></p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係） 14 資金移動業者関係（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p><u>動業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第 55 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅧ－3による。）。</u></p>
<p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>	<p><b>Ⅵ 複数種別の資金移動業を併営する場合の監督上の評価項目</b></p> <p><b>Ⅵ－1 複数種別の資金移動業を併営する場合の弊害防止</b></p> <p><u>利用者利便を確保するために、同一の資金移動業者による複数種別の資金移動業を併営することが認められているが、他方で、併営に伴う弊害を防止する必要がある。</u></p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><b>Ⅵ－1－1 主な着眼点</b></p> <p><u>(1) 二以上の種別の資金移動業を営む場合に必要な措置</u></p> <p>① <u>二以上の種別の資金移動業を営む資金移動業者は、営む資金移動業の種別ごとに、各利用者が受け入れた資金の残高、送金実績等の利用状況を、分かりやすく容易に知ることができるようにするための措置を講じているか。</u></p> <p>② <u>法第 43 条第 1 項に規定する履行保証金の供託は資金移動業の種別ごとに行うことが求められているほか、法第 53 条第 1 項に規定する報告書において、資金移動業の種別ごとの収支状況の報告が求められていることを踏まえ、営む資金移動業の種別ごとに勘定を設け、区分経理を行っているか。</u></p> <p><u>(2) 第一種資金移動業及び第二種資金移動業を営む場合に必要な措置</u></p> <p><u>第一種資金移動業と第二種資金移動業を併営する資金移動業</u></p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p><u>者は、第一種資金移動業に課されている厳格な滞留規制の潜脱防止のため、第二種資金移動業として利用者から受け入れた資金について、第一種資金移動業に係る為替取引のための資金に振り替えることを防止する措置を講じているか。また、こうした対応につき利用者に分かりやすく説明しているか。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><b>VI-1-2 監督手法・対応</b></p> <p><u>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された複数種別の資金移動業を併営する場合の弊害防止に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 54 条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</u></p> <p><u>さらに、資金移動業の利用者の利益の保護を含む資金移動業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第 55 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅧ-3による。）。</u></p>
<p><b>I-3 外国資金移動業者に対する基本的考え方</b></p> <p><b>I-3-1 外国資金移動業者の勧誘の禁止</b></p> <p>外国資金移動業者（法に基づく登録を受けた者を除く。以下、<u>I-3-2</u>において同じ）は、法令に別段の定めがある場合を除き、国内にある者に対して、為替取引の勧誘をしてはならない。</p>	<p><b>Ⅶ 外国資金移動業者に対する基本的考え方</b></p> <p><b>Ⅶ-1 外国資金移動業者の勧誘の禁止</b></p> <p>外国資金移動業者（法に基づく登録を受けた者を除く。以下、<u>Ⅶ-2</u>において同じ）は、法令に別段の定めがある場合を除き、国内にある者に対して、為替取引の勧誘をしてはならない。</p>

現 行	改 正 案
<p><b>I-3-2 外国資金移動業者によるインターネット等を利用したクロスボーダー取引</b> (略)</p>	<p><b>VII-2 外国資金移動業者によるインターネット等を利用したクロスボーダー取引</b> (略)</p>
<p><b>II 資金移動業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点</b></p> <p><b>II-1 基本的考え方及び一般的な事務処理等</b></p> <p><b>II-1-1 検査・監督事務に係る基本的考え方</b>                      資金移動業者の検査・監督の目的は、資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、当該サービスの提供の促進を図るため、銀行等以外の者が行う為替取引等について、登録その他の必要な措置を講じ、もって資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に資することにある（法第1条参照）。                      かかる検査・監督の目的を達成するためには、監督当局においても、資金移動業者に対し、個々の資金移動業者の規模や特性に応じた対応を継続的に行っていくことが必要である。                      このため、資金移動業者の検査・監督事務を行うに当たっては、まずは、各業者がどの様にしてビジネスモデルの構築、コンプライアンス・リスク管理態勢の構築等の課題に取り組もうとしているかの方針を理解し、その上で、当該方針がどの様なガバナンス体制の下で実施され、如何なる潜在的なリスクや課題を内包し、各業者がこれらのリスク等をどの様に認識し対応しようとしているか、的確に把握することが不可欠である。                      経営全体を見据えた重要課題に対応し、資金移動業者の業務の健全性・適切性及び利用者等の保護を図るとともに資金決済システムの安定性等に資するためには、各業者が、監督当局から指摘されることなく自らベストプラクティスに向けて改善するよう、</p>	<p><b>VIII 資金移動業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点</b></p> <p><b>VIII-1 基本的考え方及び一般的な事務処理等</b></p> <p><b>VIII-1-1 検査・監督事務に係る基本的考え方</b>                      資金移動業者の検査・監督の目的は、資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、当該サービスの提供の促進を図るため、銀行等以外の者が行う為替取引等について、登録その他の必要な措置を講じ、もって資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に資することにある（法第1条参照）。                      かかる検査・監督の目的を達成するためには、監督当局においても、資金移動業者に対し、個々の資金移動業者の規模や特性に応じた対応を継続的に行っていくことが必要である。                      このため、資金移動業者の検査・監督事務を行うに当たっては、まずは、各業者がどの様にしてビジネスモデルの構築、コンプライアンス・リスク管理態勢の構築等の課題に取り組もうとしているかの方針を理解し、その上で、当該方針がどの様なガバナンス体制の下で実施され、如何なる潜在的なリスクや課題を内包し、各業者がこれらのリスク等をどの様に認識し対応しようとしているか、的確に把握することが不可欠である。                      経営全体を見据えた重要課題に対応し、資金移動業者の業務の健全性・適切性及び利用者等の保護を図るとともに資金決済システムの安定性等に資するためには、各業者が、監督当局から指摘されることなく自らベストプラクティスに向けて改善するよう、</p>

現 行	改 正 案
<p>資金移動業者自身で経営体制を変革していく必要がある。監督当局としては、実態把握や対話等を通じた継続的なモニタリングの過程で、より良い実務を追求する各業者の取組みを促していく。</p> <p>その上で、上記の過程で、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が認められる場合や資金移動業者の自主的な取組みでは業務改善が図られないことが認められる場合は、法第 55 条に基づく業務改善命令等の行政処分（Ⅱ－3）の発動等を検討することとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>資金移動業者自身で経営体制を変革していく必要がある。監督当局としては、実態把握や対話等を通じた継続的なモニタリングの過程で、より良い実務を追求する各業者の取組みを促していく。</p> <p>その上で、上記の過程で、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が認められる場合や資金移動業者の自主的な取組みでは業務改善が図られないことが認められる場合は、法第 55 条に基づく業務改善命令等の行政処分（Ⅷ－3）の発動等を検討することとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
<p><b>Ⅱ－1－2 一般的な監督事務</b></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 対話</p> <p>対話は、財務の健全性やコンプライアンス等に係る重大な問題発生の有無や蓋然性、資金移動業者の経営状況の改善に向けた自主的な取組み状況等その時々における個別具体的状況、問題の性質、資金移動業者の規模や特性に応じて実施される。</p> <p>対話を実施する際は、当局側の思い込み、仮説の押し付けを排し、可能な限り、資金移動業者が安心して自らの立場の主張をできるように努めつつ、まずは、資金移動業者側の考え方や方針を十分に把握し、その上で事実の提示を伴いつつ行うことを徹底する。</p> <p>更に、対話に当たっては、それまで、当局が各業者と行ってきたやりとり等を十分に踏まえ、対話の継続性に配慮した運営に努める必要がある。</p> <p>イ．・ロ． (略)</p>	<p><b>Ⅷ－1－2 一般的な監督事務</b></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 対話</p> <p>対話は、財務の健全性やコンプライアンス等に係る重大な問題発生の有無や蓋然性、資金移動業者の経営状況の改善に向けた自主的な取組み状況等その時々における個別具体的状況、問題の性質、資金移動業者の規模や特性に応じて実施される。</p> <p>対話を実施する際は、当局側の思い込み、仮説の押し付けを排し、可能な限り、資金移動業者が安心して自らの立場の主張をできるように努めつつ、まずは、資金移動業者側の考え方や方針を十分に把握し、その上で事実の提示を伴いつつ行うことを徹底する。</p> <p>さらに、対話に当たっては、それまで、当局が各業者と行ってきたやりとり等を十分に踏まえ、対話の継続性に配慮した運営に努める必要がある。</p> <p>イ．・ロ． (略)</p>

現 行	改 正 案
(4) (略)	(4) (略)
<p><b>Ⅱ－１－３ 監督当局間の連携</b></p> <p>(1) 金融庁と財務局における連携                      金融庁と財務局との間では、資金移動業者を監督する上で必要と認められる情報について、適切に情報交換等を行い、問題意識の共有を図る必要がある。そのため、Ⅱ－１－５に掲げる内部委任事務に係る調整等以外の情報等についても、適宜適切な情報提供や積極的な意見交換を行う等、連携の強化に努めることとする。また、財務局間においても、他の財務局が監督する資金移動業者について、公表されていない問題等を把握したときは、適宜、監督する財務局や金融庁への情報提供を行い、連携の強化に努めることとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><b>Ⅷ－１－３ 監督当局間の連携</b></p> <p>(1) 金融庁と財務局における連携                      金融庁と財務局との間では、資金移動業者を監督する上で必要と認められる情報について、適切に情報交換等を行い、問題意識の共有を図る必要がある。そのため、Ⅷ－１－５に掲げる内部委任事務に係る調整等以外の情報等についても、適宜適切な情報提供や積極的な意見交換を行う等、連携の強化に努めることとする。また、財務局間においても、他の財務局が監督する資金移動業者について、公表されていない問題等を把握したときは、適宜、監督する財務局や金融庁への情報提供を行い、連携の強化に努めることとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>財務局長に委任される事項以外の金融庁長官権限について令第30条の規定に基づく金融庁長官の権限のうち財務局長に委任される事項以外の権限に係る以下の申請等があったときは、申請者等に対し、金融庁長官権限である旨を説明し、金融庁担当課室を紹介する。また、金融庁が下記申請等処理するに当たっては、財務局へ情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>法第40条の2第1項の規定による業務実施計画の認可及び変更認可の申請</u></li> <li>・ <u>法第40条の2第2項の規定による業務実施計画の変更の届出</u></li> </ul>
<b>Ⅱ－１－４ 認定資金決済事業者協会との連携等</b>	<b>Ⅷ－１－４ 認定資金決済事業者協会との連携等</b>

現 行	改 正 案
(略)	(略)
<p><b>Ⅱ－１－５ 内部委任</b></p> <p>(1) 金融庁長官との調整</p> <p>財務局長は、資金移動業者の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理に当たり、以下に掲げる事項（その他の事項についても必要に応じ金融庁長官と調整することを妨げない。）については、あらかじめ金融庁長官と調整するものとする。なお、調整の際は、財務局における検討の内容（Ⅱ－３(3)の検討内容を含む）及び処理意見を付するものとする。</p> <p>① 法第 55 条の規定による業務改善命令。</p> <p>② 法第 56 条第 1 項の規定による登録の取消し又は業務の停止。</p> <p>(2) (略)</p>	<p><b>Ⅷ－１－５ 内部委任</b></p> <p>(1) 金融庁長官との調整</p> <p>財務局長は、資金移動業者の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理に当たり、以下に掲げる事項（その他の事項についても必要に応じ金融庁長官と調整することを妨げない。）については、あらかじめ金融庁長官と調整するものとする。なお、調整の際は、財務局における検討の内容（Ⅷ－３(3)の検討内容を含む）及び処理意見を付するものとする。</p> <p>① 法第 55 条の規定による業務改善命令。</p> <p>② 法第 56 条第 1 項の規定による登録の取消し又は業務の停止。</p> <p>(2) (略)</p>
<p><b>Ⅱ－２ 諸手続</b></p> <p><b>Ⅱ－２－１ 登録の申請、届出書の受理等</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 登録の申請の審査</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 法第 40 条第 1 項第 3 号の財産的基礎の審査に当たっては、登録申請書及び同添付書類をもとに、ヒアリング及び実地調査等により検証し、特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>イ. 申請者が法に基づく履行保証金の供託等の義務を履行す</p>	<p><b>Ⅷ－２ 諸手続</b></p> <p><b>Ⅷ－２－１ 登録の申請、届出書の受理等</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 登録の申請の審査</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 法第 40 条第 1 項第 3 号の財産的基礎の審査に当たっては、登録申請書及び同添付書類をもとに、ヒアリング及び実地調査等により検証し、特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>イ. 申請者が法に基づく履行保証金の供託等の義務を履行す</p>

現 行	改 正 案
<p>るに足る財産的基礎を有しているか。</p> <p>（注）上記事項の審査に当たっては、登録申請書に記載された「資金移動業の内容及び方法」の内容並びに内閣府令第6条第1項第7号に規定する最終の貸借対照表等、同項第9号に規定する「事業開始後三事業年度における資金移動業に係る収支の見込みを記載した書面」及び同項第12号に規定する「資金移動業に関する社内規則等」の内容などを踏まえ、法第43条第2項に規定する要履行保証額の見込み及び予定する資産保全の方法を聴取するものとする。</p> <p>ロ．ハ．（略）</p> <p>⑤ 法第40条第1項第4号に規定する「資金移動業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人」であるかどうか及び同項第5号「この章の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない法人」であるかどうかの審査に当たっては、登録申請書及び添付書類をもとに、ヒアリング及び実地調査等により検証し、特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>イ．社内規則等及び本事務ガイドラインⅠ－1（経営管理等）並びにⅠ－2－1（法令等遵守）からⅠ－2－3（事務運営）までに掲げた主な着眼事項について、例えば、国際送金や現金の受払いの有無など、当該資金移動業者の規模・特性等からみて、適切に対応するための態勢が整備されているか。</p> <p>特に、組織態勢の確認に当たっては、法令等遵守のための態勢を含め、相互けん制機能が有効に機能する内部管理部門の態勢（業容に応じて、内部監査態勢）に見合った人員が確保されているか。</p> <p>ロ．ハ．（略）</p> <p>ニ．申請者が行う業務に国際送金が含まれている場合には、内閣府令第5条第1号に基づき、登録申請書に記載されている</p>	<p>るに足る財産的基礎を有しているか。</p> <p>（注）上記事項の審査に当たっては、登録申請書に記載された「資金移動業の内容及び方法」の内容並びに内閣府令第6条第1項第7号に規定する最終の貸借対照表等、同項第9号に規定する「事業開始後三事業年度における資金移動業に係る収支の見込みを記載した書面」及び同項第13号に規定する「資金移動業に関する社内規則等」の内容などを踏まえ、法第43条第2項に規定する要履行保証額の見込み及び予定する資産保全の方法を聴取するものとする。</p> <p>ロ．ハ．（略）</p> <p>⑤ 法第40条第1項第4号に規定する「資金移動業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人」であるかどうか及び同項第5号「この章の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない法人」であるかどうかの審査に当たっては、登録申請書及び添付書類をもとに、ヒアリング及び実地調査等により検証し、特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>イ．社内規則等及び本事務ガイドラインⅡ－1（経営管理等）並びにⅡ－2－1（法令等遵守）からⅡ－2－3（事務運営）までに掲げた主な着眼事項について、例えば、国際送金や現金の受払いの有無など、当該資金移動業者の規模・特性等からみて、適切に対応するための態勢が整備されているか。</p> <p>特に、組織態勢の確認に当たっては、法令等遵守のための態勢を含め、相互けん制機能が有効に機能する内部管理部門の態勢（業容に応じて、内部監査態勢）に見合った人員が確保されているか。</p> <p>ロ．ハ．（略）</p> <p>ニ．申請者が行う業務に国際送金が含まれている場合には、登録申請書に記載されている未達債務の算出時点及び算出方</p>

現 行	改 正 案
<p>未達債務の算出時点及び算出方法が、申請者が使用する約款の記載事項（国際送金に係る送金資金の権利移転に係る記載）と合致しているか。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>(3) 登録の申請の処理</p> <p>① （略）</p> <p>② 登録を拒否する場合は、拒否理由等を記載した内閣府令第9条第2項に基づく登録拒否通知書を登録申請者に交付するものとする（Ⅱ－4参照）。</p> <p>③ （略）</p> <p>(4) 登録を行った後のヒアリング等</p> <p>登録を行った後、営業開始前までの間に、必要に応じて、ヒアリング及び実地検証等を行い、正常に営業を開始できるかどうかを確認すること。</p> <p>(5) 変更届出の処理等</p>	<p>法が、申請者が使用する約款の記載事項（国際送金に係る送金資金の権利移転に係る記載）と合致しているか。</p> <p><u>ホ. 申請者が行う業務に外国にある第三者への業務委託や業務提携等が含まれている場合には、個人情報保護法第24条において、個人情報について外国にある第三者への提供が制限されていることを踏まえ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置についても併せて確認を行い、申請者において上記業務委託や業務提携等に関し適切な個人情報の管理を行う態勢整備が行われているかについて確認する。</u></p> <p>(3) 登録の申請の処理</p> <p>① （略）</p> <p>② 登録を拒否する場合は、拒否理由等を記載した内閣府令第9条第2項に基づく登録拒否通知書を登録申請者に交付するものとする（Ⅷ－4参照）。</p> <p>③ （略）</p> <p>(4) 登録を行った後のヒアリング等</p> <p>登録を行った後、営業開始前までの間に、必要に応じて、ヒアリング及び実地検証等を行い、正常に営業を開始できるかどうかを確認すること。</p> <p><u>なお、登録を行ったものの、長期間にわたり営業を開始していない資金移動業者に対し、上記ヒアリングの結果、合理的な説明を得られなかった場合には、今後の業務に関し、必要に応じて、報告徴収命令の発出の検討を行うなど、業務実態を把握する。</u></p> <p>(5) 変更届出の処理等</p>

現 行	改 正 案
<p>① （略）</p> <p>② 変更事項が財務局の管轄区域を越える本店の所在地の変更である場合には、次により取扱うものとする。</p> <p>イ. 登録事項変更届出書の提出を受けた財務局長は、内閣府令第10条第1項第9号の規定による添付書類（登録済通知書）を保管する。</p> <p>ロ. 上記イの変更届出書の提出を受けた財務局長は、内閣府令第10条第2項の規定により新たに登録の権限を有することとなる財務局長に対し、別紙様式4により作成した変更登録通知書に、当該登録事項変更届出書、資金移動業者登録簿のうち当該届出者に係る部分、別紙様式5による財務局の意見書、従前の登録申請書及びその添付書類並びに当該登録事項変更届出書の提出の直前に行った検査の報告書の写しを添付して、通知するものとする。</p> <p>ハ. （略）</p> <p>(6) （略）</p> <p>(7) 資金移動業者登録簿の作成 内閣府令第4条に規定する登録申請書（内閣府令別紙様式第1号第2面から第9面まで（外国資金移動業者にあつては、内閣府令別紙様式第2号第2面から第10面まで））に基づき、その登録を行った資金移動業者に係る登録簿を資金移動業者別に整理し、登録簿に綴るものとする。</p> <p>(8) 資金移動業者登録簿の縦覧 内閣府令第8条の規定に基づく資金移動業者登録簿の縦覧については、次により取扱うものとする。</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 次に該当する者の縦覧を停止又は拒否することができるも</p>	<p>① （略）</p> <p>② 変更事項が財務局の管轄区域を越える本店の所在地の変更である場合には、次により取扱うものとする。</p> <p>イ. 登録事項変更届出書の提出を受けた財務局長は、内閣府令第10条第2項第9号の規定による添付書類（登録済通知書）を保管する。</p> <p>ロ. 上記イの変更届出書の提出を受けた財務局長は、内閣府令第10条第3項の規定により新たに登録の権限を有することとなる財務局長に対し、別紙様式4により作成した変更登録通知書に、当該登録事項変更届出書、資金移動業者登録簿のうち当該届出者に係る部分、別紙様式5による財務局の意見書、従前の登録申請書及びその添付書類並びに当該登録事項変更届出書の提出の直前に行った検査の報告書の写しを添付して、通知するものとする。</p> <p>ハ. （略）</p> <p>(6) （略）</p> <p>(7) 資金移動業者登録簿の作成 内閣府令第4条に規定する登録申請書（内閣府令別紙様式第1号第2面から第12面まで（外国資金移動業者にあつては、内閣府令別紙様式第2号第2面から第13面まで））に基づき、その登録を行った資金移動業者に係る登録簿を資金移動業者別に整理し、登録簿に綴るものとする。</p> <p>(8) 資金移動業者登録簿の縦覧 内閣府令第8条の規定に基づく資金移動業者登録簿の縦覧については、次により取扱うものとする。</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 次に該当する者の縦覧を停止又は拒否することができるも</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>のとする。                      イ. (略)                      ロ. 登録簿等を汚損若しくは<u>き損</u>し又はそのおそれがあると認められる者。                      ハ. (略)</p>	<p>のとする。                      イ. (略)                      ロ. 登録簿等を汚損若しくは<u>毀損</u>し又はそのおそれがあると認められる者。                      ハ. (略)</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><b><u>Ⅷ-2-2 認可の申請、届出書の受理等</u></b>  <u>業務実施計画の認可及び変更認可の申請並びに変更の届出の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p>(1) <u>認可申請書、届出書の受理</u>  <u>認可及び変更認可の申請書並びに変更の届出の受理に当たっては、次の事項に留意し、不適切な場合にはその是正を求めるものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>資金移動業の登録（変更登録を含む）の申請と第一種資金移動業に係る業務実施計画の認可の申請を併せて行う場合には、登録申請書の記載内容と業務実施計画の記載内容との間に齟齬等がないことを確認するものとする。</u></li> </ul> <p>(2) <u>認可の申請の審査</u>  <u>業務実施計画の認可の申請があった場合は、申請者の予定している為替取引の上限額や業務内容に応じ、審査するものとする。</u></p> <p><u>(注) 審査に当たっては、申請者より申請内容について十分なヒアリングを行うとともに、必要に応じ、説明内容の裏付けとなるデータ等の追加資料の提出を求めるものとする。</u></p> <p>① <u>為替取引の上限額</u>  <u>第一種資金移動業を適正かつ確実に遂行するため、為替</u></p>

現 行	改 正 案
	<p><u>取引の上限額に応じたシステムリスク、テロ資金供与及びマネー・ローンダリングリスクを始めとする各リスク評価を実施し、当該リスク評価を踏まえたリスク管理態勢を整備しているか。例えば、以下の点に留意し、審査するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>高額の為替取引を行うに当たり、法に基づく履行保証金の供託等の義務を適正かつ確実に履行するに足る資金の調達方法を有しているか。</u></li> <li>・ <u>為替取引の上限額に見合った財産的基礎を有しているか。</u></li> </ul> <p>② <u>厳格な滞留規制</u></p> <p>イ. <u>「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」の審査に当たっては、根拠となる資料の提出を求めるとし、特に以下の点に留意するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>必要な事務処理（テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策上の確認・検証、海外拠点や銀行等への連絡、銀行口座への振込など）毎に、合理的な期間が設定されているか。</u></li> <li>・ <u>為替取引による資金の移動が生じる国及び地域毎に設定されているか。</u></li> </ul> <p>ロ. <u>「第一種資金移動業者の責めに帰することができない事由により資金を移動することができない場合」として想定されるものがある場合、その事由が真に資金移動業者の責めに帰することができないものとして適切なものとなっているか。</u></p> <p>(3) <u>認可の条件</u>  <u>認可に際しては、その必要の限度において条件を付すこと及び当該条件を変更することができることに留意する。</u></p>

現 行	改 正 案
	<p>(4) <u>申請者への通知</u>  <u>業務実施計画を認可した場合は、認可通知書を申請者に交付するものとする。</u>  <u>認可を拒否する場合は、拒否の理由並びに金融庁長官に対して審査請求できる旨及び国を相手方とする処分の取消しの訴えを提起できる旨等を記載した認可拒否通知書を申請者に交付するものとする（Ⅷ－４参照）。</u></p> <p>(5) <u>認可後の対応</u>  <u>当該業務実施計画の認可の後、監督上の対応においては、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>① <u>認可後、営業開始前までの間に、必要に応じて、ヒアリング及び実地検証等を行い、正常に営業を開始できるかどうかを確認すること。ただし、Ⅷ－２－１(4)と同時に行う等、資金移動業者の負担軽減に留意することとする。</u></p> <p>② <u>認可に条件を付した場合、当該認可条件が充足されているかどうかについて、必要に応じて法第 54 条に基づき報告書を徴収することにより状況を把握すること。</u></p> <p>③ <u>認可した業務実施計画の諸方策に係る履行状況については、必要に応じて法第 54 条に基づき報告書を徴収することにより状況を把握すること。</u></p> <p>④ <u>業務実施計画に記載された事項を変更し、当該変更の認可を受けた場合、当該変更事項が登録事項の変更である場合には、法第 41 条第 4 項に規定する変更届の提出を求めること。例えば、業務実施計画の「為替取引の上限額」を変更し、当該変更に係る認可を受けた場合は、法第 38 条第 1 項第 8 号の「資金移動業の内容及び方法」の変更があったものとして、登録簿における「取扱上限金額」に係る変更届の提出が必要である。</u></p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p>(6) <u>変更認可の審査</u>  <u>業務実施計画の変更の認可の申請があった場合には、認可の申請の審査に準じて行うものとする。</u></p>
<p><u>Ⅱ-2-2</u> 法第 53 条に基づく報告書について  (略)</p>	<p><u>Ⅷ-2-3</u> 法第 53 条に基づく報告書について  (略)</p>
<p><u>Ⅱ-2-3</u> 廃止等の取扱い  (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法第 47 条第 3 号に基づき、履行保証金の取戻しの申請があった場合には、<u>資金決済に関する法律施行令（平成 22 年政令第 19 号。以下「令」という。）</u> 第 17 条第 2 項に規定する条件を満たしているかを確認するため、以下の書類の提出を求めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知っている者（「知っている者」とは、令第 17 条第 2 項に規定する、「廃止しようとする資金移動業として行う為替取引に関し負担する債務に係る債権者」のことをいう。）への通知文書の雛形</li> <li>・ 個別通知の方法を記載した書面</li> </ul> <p>(4) 法第 61 条第 1 項第 1 号の規定に基づき資金移動業者より廃止等届出書が提出された場合（事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により、当該業務の承継が行われた場合に限る）には、当該廃止等届出書の提出を受けた財務局長は、当該事業の譲渡先の資金移動業者の届出を受理又は登録を行っている財務局長に対し、別紙様式 11 により作成した事業譲渡通知書に、当該廃止等届出書、資金移動業者登録簿のうち当該届出者に係る部分の写し及び直前基準日の未達債務に関する報告書の写</p>	<p><u>Ⅷ-2-4</u> 廃止等の取扱い  (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法第 47 条第 3 号に基づき、履行保証金の取戻しの申請があった場合には、<u>令第 17 条第 2 項に規定する条件を満たしているかを確認するため、以下の書類の提出を求めるものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知っている者（「知っている者」とは、令第 17 条第 2 項に規定する、「廃止しようとする資金移動業として行う為替取引に関し負担する債務に係る債権者」のことをいう。）への通知文書の雛形</li> <li>・ 個別通知の方法を記載した書面</li> </ul> <p>(4) 法第 61 条第 1 項第 1 号の規定に基づき資金移動業者より廃止等届出書が提出された場合（事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により、当該業務の承継が行われた場合に限る）には、当該廃止等届出書の提出を受けた財務局長は、当該事業の譲渡先の資金移動業者の届出を受理又は登録を行っている財務局長に対し、別紙様式 11 により作成した事業譲渡通知書に、当該廃止等届出書、資金移動業者登録簿のうち当該届出者に係る部分の写し及び直前報告基準日の未達債務に</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>しを送付するものとする。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>関する報告書の写しを送付するものとする。</p> <p>(5) (略)</p>
<p><b>Ⅱ－２－４ 履行保証金に係る手続について</b></p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 履行保証金に係る権利の実行の手続について</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 履行保証金のうちに、資金移動業者と履行保証金保全契約を締結している者が、法第46条の命令に基づき供託した履行保証金がある場合には、まず、当該資金移動業者が供託した履行保証金から、仮配当を行うものとする。</p>	<p><b>Ⅷ－２－５ 履行保証金に係る手続について</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 履行保証金の取戻しに関する事項</p> <p>法第47条第1号及び令第17条第1項第1号に規定する「直前の算定日」とは、<u>履行保証金規則第1条第1項の規定による履行保証金取戻承認申請書の申請日付の直前の算定日とする。</u></p> <p>(3) 履行保証金に係る権利の実行の手続について</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 履行保証金のうちに、資金移動業者と履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約を締結している者が、法第46条の命令に基づき供託した履行保証金がある場合には、まず、当該資金移動業者が供託した履行保証金から、仮配当を行うものとする。</p>
<p><b>Ⅱ－２－５ 資金移動業者が提出する報告書における記載上の留意点</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>Ⅷ－２－６ 資金移動業者が提出する報告書における記載上の留意点</b></p> <p>(略)</p>
<p><b>Ⅱ－３ 行政処分を行う際の留意点</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>Ⅷ－３ 行政処分を行う際の留意点</b></p> <p>(略)</p>
<p><b>Ⅱ－４ 行政手続法等との関係等</b></p>	<p><b>Ⅷ－４ 行政手続法等との関係等</b></p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
(略)	(略)
<u>II</u> －5 意見交換制度 (略)	<u>VIII</u> －5 意見交換制度 (略)
<u>II</u> －6 営業所の所在の確知 (略)	<u>VIII</u> －6 営業所の所在の確知 (略)
<u>II</u> －7 関係当局・海外監督当局等への連絡 (略)	<u>VIII</u> －7 関係当局・海外監督当局等への連絡 (略)
<u>II</u> －8 不利益処分の公表に関する考え方 (略)	<u>VIII</u> －8 不利益処分の公表に関する考え方 (略)
<u>II</u> －9 行政処分の連絡 (略)	<u>VIII</u> －9 行政処分の連絡 (略)
(略) 資金移動業者登録審査事務チェックリスト	<u>(削除)</u>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案																																												
<p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><b>資金移動業者登録審査事務チェックリスト</b></p> <p style="text-align: center;">(資金移動業を適正かつ確実に遂行する体制・この章の規定を遵守するために必要な体制)</p> <p>申請者名 _____</p> <p>(注) 適否欄、該当なしは「—」を記入      審査担当者 _____      審査日： 年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">適否</th> <th style="width: 90%;">審査内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><b>資金移動業に関する社内規則等（内閣府令第6条第13号）など</b></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><b>内部管理態勢の具体的な方針（ガイドラインⅡ-1-1）</b></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>内部管理態勢の確立・整備に関する事項を経営上の最重要課題の一つと位置付けているか。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>内部管理部門が利用者対応を行う部署に対し、適切な業務運営を確保するためのモニタリング・検証及び改善策の策定等を行う規定が定められているか。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>内部監査の目的を適切に設定しているか。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>内部監査部門の機能が十分に発揮できる態勢が定められているか。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>内部監査の結果について改善策を策定・実施する規定が定められているか。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>内部監査部門は被監査部門から独立した実効性のある内部監査が実施できる態勢が定められているか。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>外部監査を利用する場合は、外部監査人に対して、監査目的を明確に指示し、監査結果を業務改善に活用するための態勢が定められているか。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><b>コンプライアンスに係る基本的な方針等（ガイドラインⅡ-2-1-1-1）</b></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>法令等遵守の責任部署が明確化されているか。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>コンプライアンスに係る基本的な方針が定められているか。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）が定められているか。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>行動規範（倫理規程、コンプライアンス・マニュアル）が定められているか。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>コンプライアンスに関する研修等を実施することが定められているか。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><b>取引時確認等の措置に関する社内規則等（ガイドラインⅡ-2-1-2-1）</b></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>取引時確認等の措置の責任部署が明確化されているか。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>取引時確認等の措置及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置（特に顧客管理）を的確に行うための一元的な管理態勢が整備されているか。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のコンプライアンス担当者など、犯収法第11条第3項の規定による統括管理者として、適切な者を選任・配置しているか。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて調査・分析し、その結果を勘案した措置を講じるために、以下のような対応を行うこととしているか。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>① 自らが行う取引がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて適切に調査・分析したうえで特定事業者作成書面等を作成し、定期的に見直しを行うこととしているか。特に、海外送金を行う事業者においては、取引に係る国・地域ごとのリスク、外国人顧客の在留期限に応じたリスク、代理店を介した送金のリスク、非対面取引のリスクを評価・検討することに留意した上でやっているか。</td> </tr> </tbody> </table>	適否	審査内容	<b>資金移動業に関する社内規則等（内閣府令第6条第13号）など</b>		<b>内部管理態勢の具体的な方針（ガイドラインⅡ-1-1）</b>		<input type="checkbox"/>	内部管理態勢の確立・整備に関する事項を経営上の最重要課題の一つと位置付けているか。	<input type="checkbox"/>	内部管理部門が利用者対応を行う部署に対し、適切な業務運営を確保するためのモニタリング・検証及び改善策の策定等を行う規定が定められているか。	<input type="checkbox"/>	内部監査の目的を適切に設定しているか。	<input type="checkbox"/>	内部監査部門の機能が十分に発揮できる態勢が定められているか。	<input type="checkbox"/>	内部監査の結果について改善策を策定・実施する規定が定められているか。	<input type="checkbox"/>	内部監査部門は被監査部門から独立した実効性のある内部監査が実施できる態勢が定められているか。	<input type="checkbox"/>	外部監査を利用する場合は、外部監査人に対して、監査目的を明確に指示し、監査結果を業務改善に活用するための態勢が定められているか。	<b>コンプライアンスに係る基本的な方針等（ガイドラインⅡ-2-1-1-1）</b>		<input type="checkbox"/>	法令等遵守の責任部署が明確化されているか。	<input type="checkbox"/>	コンプライアンスに係る基本的な方針が定められているか。	<input type="checkbox"/>	具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）が定められているか。	<input type="checkbox"/>	行動規範（倫理規程、コンプライアンス・マニュアル）が定められているか。	<input type="checkbox"/>	コンプライアンスに関する研修等を実施することが定められているか。	<b>取引時確認等の措置に関する社内規則等（ガイドラインⅡ-2-1-2-1）</b>		<input type="checkbox"/>	取引時確認等の措置の責任部署が明確化されているか。	<input type="checkbox"/>	取引時確認等の措置及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置（特に顧客管理）を的確に行うための一元的な管理態勢が整備されているか。	<input type="checkbox"/>	管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のコンプライアンス担当者など、犯収法第11条第3項の規定による統括管理者として、適切な者を選任・配置しているか。	<input type="checkbox"/>	テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて調査・分析し、その結果を勘案した措置を講じるために、以下のような対応を行うこととしているか。	<input type="checkbox"/>	① 自らが行う取引がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて適切に調査・分析したうえで特定事業者作成書面等を作成し、定期的に見直しを行うこととしているか。特に、海外送金を行う事業者においては、取引に係る国・地域ごとのリスク、外国人顧客の在留期限に応じたリスク、代理店を介した送金のリスク、非対面取引のリスクを評価・検討することに留意した上でやっているか。
適否	審査内容																																												
<b>資金移動業に関する社内規則等（内閣府令第6条第13号）など</b>																																													
<b>内部管理態勢の具体的な方針（ガイドラインⅡ-1-1）</b>																																													
<input type="checkbox"/>	内部管理態勢の確立・整備に関する事項を経営上の最重要課題の一つと位置付けているか。																																												
<input type="checkbox"/>	内部管理部門が利用者対応を行う部署に対し、適切な業務運営を確保するためのモニタリング・検証及び改善策の策定等を行う規定が定められているか。																																												
<input type="checkbox"/>	内部監査の目的を適切に設定しているか。																																												
<input type="checkbox"/>	内部監査部門の機能が十分に発揮できる態勢が定められているか。																																												
<input type="checkbox"/>	内部監査の結果について改善策を策定・実施する規定が定められているか。																																												
<input type="checkbox"/>	内部監査部門は被監査部門から独立した実効性のある内部監査が実施できる態勢が定められているか。																																												
<input type="checkbox"/>	外部監査を利用する場合は、外部監査人に対して、監査目的を明確に指示し、監査結果を業務改善に活用するための態勢が定められているか。																																												
<b>コンプライアンスに係る基本的な方針等（ガイドラインⅡ-2-1-1-1）</b>																																													
<input type="checkbox"/>	法令等遵守の責任部署が明確化されているか。																																												
<input type="checkbox"/>	コンプライアンスに係る基本的な方針が定められているか。																																												
<input type="checkbox"/>	具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）が定められているか。																																												
<input type="checkbox"/>	行動規範（倫理規程、コンプライアンス・マニュアル）が定められているか。																																												
<input type="checkbox"/>	コンプライアンスに関する研修等を実施することが定められているか。																																												
<b>取引時確認等の措置に関する社内規則等（ガイドラインⅡ-2-1-2-1）</b>																																													
<input type="checkbox"/>	取引時確認等の措置の責任部署が明確化されているか。																																												
<input type="checkbox"/>	取引時確認等の措置及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置（特に顧客管理）を的確に行うための一元的な管理態勢が整備されているか。																																												
<input type="checkbox"/>	管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のコンプライアンス担当者など、犯収法第11条第3項の規定による統括管理者として、適切な者を選任・配置しているか。																																												
<input type="checkbox"/>	テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて調査・分析し、その結果を勘案した措置を講じるために、以下のような対応を行うこととしているか。																																												
<input type="checkbox"/>	① 自らが行う取引がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて適切に調査・分析したうえで特定事業者作成書面等を作成し、定期的に見直しを行うこととしているか。特に、海外送金を行う事業者においては、取引に係る国・地域ごとのリスク、外国人顧客の在留期限に応じたリスク、代理店を介した送金のリスク、非対面取引のリスクを評価・検討することに留意した上でやっているか。																																												

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ② 特定事業者作成書面等の内容を勘案し、顧客受入れ方針を策定するとともに、顧客管理や取引記録等の保存に関する具体的な手法を策定することとしているか。また、策定した方針・手法について、定期的に見直しを行うこととしているか。</li> <li><input type="checkbox"/> ③ 高リスク取引を行う際には、統括管理者が承認を行い、また、情報の収集・分析を行った結果を記載した書面等を作成し、確認記録又は取引記録等と共に保存することとしているか。また、確認記録及び取引記録等の正確性や適切性について適時に検証することとしているか。</li> <li><input type="checkbox"/> ④ 特定事業者作成書面等の顧客リスク評価に応じた頻度による顧客情報の調査等、継続的顧客管理の方針を策定・実行することとしているか。また、顧客リスク評価に影響を与える事象が発生した際に、顧客リスク評価を見直すこととしているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 特定事業者作成書面等も踏まえつつ、リスクに応じた適切な取引時確認の方法を採用することとしているか。また、定期的かつ適時にリスクを認識・評価し、取引時確認の向上を図ることとしているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 我が国を含め関係各国による制裁リスト等を照合するなど、受け入れる顧客のスクリーニングを適切に行っているか。また、各種リスト更新時には再スクリーニングを実施することとしているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 適切な従業員採用方針や利用者受入方針を策定しているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 必要な監査を実施することとしているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 取引時確認等の措置を含む利用者管理方法について、マニュアル等の作成、従業員に対する周知及び適切かつ継続的な研修を行うこととしているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 従業員が発見した組織的犯罪による金融サービスの濫用に関連する事案について適切な報告態勢を定めているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 各代理店がリスクに応じた継続的顧客管理措置等を実施し、それを資金移動業者が検証・評価する態勢を整備することとしているか。また、資金移動業者は各代理店のリスク評価を行い、そのリスクに応じて管理態勢のモニタリングを行うこととしているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に（再）取引時確認が行われているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正な確認が行うこととしているか。</li> <li><input type="checkbox"/> システム、マニュアル等により、疑わしい利用者や取引等を検出・監視・分析することとしているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 取引モニタリングにおいて、各顧客のリスク評価も踏まえ、適切に敷居値が設定されているか。また、疑わしい取引の届出を検知するためのシナリオが適切に設定されているか。届出をした疑わしい取引事例等を分析し、定期的にシナリオ、敷居値の見直し作業を適切に行っているか。</li> <li><input type="checkbox"/> コルレス契約について、犯収法第9条、第11条及び同施行規則第28条、第32条に基づき、適切に体制が整備されているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 資金移動業者が提供している資金移動サービスについて、捜査機関等から当該為替取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して、犯罪行為が行われた疑いがある場合について、以下の態勢が整備されているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 速やかに犯罪行為に利用された疑いのある当該為替取引を停止するための態勢</li> <li>② 口座開設契約等を締結している者が当該契約を犯罪行為に利用していると疑われる場合には、当該者に対する資金の払出しを停止するための態勢</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 海外営業拠点がある場合には、海外営業拠点のテロ資金供与及びマネー・ロンダリング対</li> </ul>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p>策を的確に実施するための態勢が整備されているか。</p> <p><u>反社会的勢力による被害の防止に関する社内規則等（ガイドラインⅡ-2-1-3-1）</u></p> <p><input type="checkbox"/> 反社会的勢力との関係の遮断について、経営陣が適切に関与し、組織として対応することとしているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 反社会的勢力との関係を遮断するための対応を総括する部署を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢を構築しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 反社会的勢力との取引を未然に防止するため、反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査を実施するとともに、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 反社会的勢力との関係遮断を徹底する観点から、既存の契約の適切な事後検証を行うための態勢が整備されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密に連携しつつ、経営陣の適切な指示・関与のもと、反社会的勢力との取引の解消を推進しているか。また、取引解消にあたっては、反社会的勢力への利益供与にならないよう配慮しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 反社会的勢力からの不当要求があった場合、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行い、積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談することとしているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 定期的に自社株の取引状況や株主の属性情報等を確認するなど、株主情報の管理を適切に行っているか。</p> <p><u>不祥事件に関する社内規則等（ガイドラインⅡ-2-1-4-1）</u></p> <p><input type="checkbox"/> 不祥事件対応の責任部署が明確化されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 不祥事件が発覚した場合の対応が定められているか。</p> <p><u>利用者保護措置に関する社内規則等（ガイドラインⅡ-2-2-1-1）</u></p> <p><input type="checkbox"/> 利用者保護措置の責任部署が明確化されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者の知識・経験に照らし、適切に情報提供が行われるための手続等を整備しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者保護措置の実効性の検証結果を踏まえて、資金移動業に係る業務の態勢を見直す手続が定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 苦情・相談対応に関して、事務処理ミスがあった場合等の手続が明確に規定されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 銀行等が行う為替取引との誤認を防止するための説明を行う際に、内閣府令第28条第2項第1号から第3号までに規定する事項を漏れなく説明することとしているか。また、同項第4号に規定する事項として以下の事項を説明することとしているか。</p> <p>① 利用者保護のため制度として履行保証金制度が設けられている旨</p> <p>② 履行保証金についての権利の実行の手続において、還付を受けられる権利が送金依頼人から受取人に移転する時点</p> <p><input type="checkbox"/> 内閣府令第29条第1項各号又は第2項各号に規定された事項について、説明を行うこととしているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 内閣府令第29条の2各号に規定された事項について、Ⅱ-2-2-1-1(1)①を踏まえ、利用者に対する適切な説明や情報提供を行う態勢を整備しているか。また、内閣府令第29条の2第5号に規定する利用者の損失の補償その他の対応に関する方針について、Ⅱ-2-6を踏まえたものとなっているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 受取証書の交付に代えて、電磁的方法により提供することについて、承諾又は撤回の意思表</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p>示を受ける場合には、利用者の承諾等があったことを記録することとしているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 為替取引に用いられるものではないと認められる利用者の資金の当該利用者への返還方法を定めているか。また、定めた方法に従い返還等を行うため、必要な情報を予め利用者から入手するための態勢が整備されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者から受け入れた資金を貸付等の原資として用いることを防止するために、以下のような措置を講じることとしているか。</p> <p><input type="checkbox"/> ① 利用者から受け入れた資金と貸付の原資となる資金を別の預金口座で管理する方法や1の銀行口座で管理する場合であっても利用者から受け入れた資金が貸付の原資に用いられていないことを合理的に確認できる方法が社内規則に具体的に定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> ② 利用者から受け入れた資金と貸付の原資となる資金を別の預金口座で管理する場合には、両口座の間で融通等が行われないよう、適時・適切に検証することとしているか。</p> <p><input type="checkbox"/> ③ 事故・不正防止の観点から、利用者から受け入れた資金を管理する担当者と貸付の原資となる資金を管理する担当者を兼務させない等の措置を講じているか。</p> <p><input type="checkbox"/> インターネット取引を行う場合には、以下のような措置を講じることとしているか。</p> <p><input type="checkbox"/> ① ホームページのリンクに関し、利用者が取引相手を誤認するような構成になっていないか。</p> <p><input type="checkbox"/> ② フィッシング詐欺対策について、不正防止策を講じているか。</p> <p><input type="checkbox"/> ③ 利用者が為替取引に係る指図内容を資金移動業者に送信する前に、利用者が当該指図内容を容易に確認・訂正できるような対応を行うこととしているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 内閣府令第31条第4号に規定された事項について、Ⅱ-2-2-1-1(1)①を踏まえ、利用者に対する適切な説明や情報提供を行う態勢を整備しているか。また、損失の補償その他の対応に関する方針について、Ⅱ-2-6を踏まえたものとなっているか。</p> <p><u>帳簿書類に関する社内規則等（ガイドラインⅡ-2-2-2-1）</u></p> <p><input type="checkbox"/> 帳簿書類の作成の責任部署が明確化されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 帳簿書類の作成について社内規則等を定め、社内研修等により周知徹底を図ることとされているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 帳簿書類が毀損された場合には、速やかに利用者ごとの未達債務の額を把握・復元できるような態勢が定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 帳簿書類の記載内容の正確性について、帳簿書類作成部署以外の部門において検証を行う態勢を定めているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 未達債務の発生・移転・消滅の認識する時点に係る考え方を定めた上で、未達債務を当該考え方に則り適切に認識するための態勢を整備しているか。</p> <p><u>利用者情報管理に関する社内規則等（ガイドラインⅡ-2-2-3-1）</u></p> <p><input type="checkbox"/> 利用者情報管理の責任部署が明確化されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 経営陣は、利用者に関する情報管理の適切性を確保するための組織体制の確立、社内規程の策定等、内部管理態勢の整備を図っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱基準を定めた上で、研修等により従業員に周知徹底を図ることとされているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者に関する情報の管理状況を適時・適切に検証できる態勢が定められているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 特定職員に集中する権限等の分散や、幅広い権限等を有する職員への管理・けん制の強化を図る等、利用者に関する情報を利用した不正行為を防止するための適切な措置を図っているか。</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 利用者に関する情報の漏えいが発生した場合に、適切に責任部署へ報告され、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった利用者への説明、当局への報告及び必要に応じた公表が迅速かつ適切に行われる態勢が定められているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策を講じることとしているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 他社における漏えい事故等を踏まえ、類似事例の再発防止のために必要な措置の検討を行うこととしているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 独立した内部監査部門において、定期的に又は随時に、利用者に関する情報管理に係る幅広い業務を対象とした監査を行うこととしているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 利用者に関する情報管理に係る監査に従事する職員の専門性を高めるため、研修の実施等の方策を適切に講じているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 個人である利用者に関する情報については、内閣府令第 25 条に基づき、以下の措置が定められているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(安全管理について必要かつ適切な措置)</li> <li>イ. 金融分野ガイドライン第 8 条の規定に基づく措置</li> <li>ロ. 実務指針 I 及び別添 2 の規定に基づく措置</li> <li>(従業員の監督について必要かつ適切な措置)</li> <li>ハ. 金融分野ガイドライン第 9 条の規定に基づく措置</li> <li>ニ. 実務指針 II の規定に基づく措置</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 個人である利用者のセンシティブ情報を金融分野ガイドライン第 5 条第 1 項各号に列挙する場合を除き、利用しないことが定められているか。</li> <li><input type="checkbox"/> クレジットカード情報等については、以下の措置が講じられているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. クレジットカード情報等について利用目的その他の事情を勘案した適切な保存期間を設定し、保存場所を限定し、保存期間経過後適切かつ速やかに廃棄しているか。</li> <li>ロ. 業務上必要とする場合を除き、クレジットカード情報等をコンピュータ画面に表示する際には、カード番号を全て表示させない等の適切な措置を講じているか。</li> <li>ハ. 独立した内部監査部門において、クレジットカード情報等を保護するためのルール及びシステムが有効に機能しているかについて、定期的又は随時に内部監査を行っているか。</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 外国にある第三者への業務委託や業務提携を行う場合には、個人情報保護法第 24 条を踏まえ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について確認を行う態勢を整備しているか。</li> </ul>
	<p><b>苦情等への対処に関する社内規則等（ガイドラインⅡ-2-2-4-1）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 苦情対応の責任部署が明確化されているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 苦情等に対し迅速・公平かつ適切な対応・処理を可能とするよう、苦情等に係る担当部署、その責任・権限及び苦情等の処理手続を定めるとともに、利用者の意見等を業務運営に反映するよう、業務改善に関する手続を定めているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 苦情等対処に関し社内規則等に基づいて業務が運営されるよう、研修その他の方策（マニュアル等の配布を含む。）により、社内に周知・徹底をする等の態勢を整備しているか。特に利用者からの苦情等が多発している場合には、まず社内規則等の営業所に対する周知・徹底状況を確認し、実施態勢面の原因と問題点を検証することとしているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 苦情等への対処に関し、適切に担当者を配置しているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 利用者からの苦情等について、関係部署が連携のうえ、速やかに処理を行う態勢を整備しているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 苦情等の解決に向けた進捗管理を適切に行い、長期未済案件の発生を防止するとともに、未</li> </ul>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p>済案件の速やかな解消を行う態勢を整備しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 苦情等の発生状況に応じ、受付窓口における対応の充実を図るとともに、利用者利便に配慮したアクセス時間・アクセス手段を設定する等、広く苦情等を受け付ける態勢を整備しているか。また、これら受付窓口、申出の方式等について広く公開するとともに、利用者の多様性に配慮しつつ分かりやすく周知する態勢を整備しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 苦情等への対処について、苦情等の内容に応じ利用者から事情を十分にヒアリングしつつ、利用者の理解と納得を得て解決するなど真摯な対応を行うための態勢を整備しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 苦情等を申し出た利用者に対し、申出時から処理後まで、利用者特性にも配慮しつつ、苦情等対処の進捗の進捗に応じた適切な説明を必要に応じて行う態勢を整備しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 苦情等の内容や利用者の要望等に応じ、利用者に対して適切な外部機関等を紹介するとともに、その標準的な手続の概要等の情報を提供する態勢を整備しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 外部機関等において苦情等対処に関する手続が係属している間であっても、当該手続の他方当事者である利用者に対し、必要に応じ、適切な対応を行う態勢を整備しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 類型化した苦情等及びその対処結果等が内部管理部門や営業部署に報告されると共に、重要案件と認められた場合、速やかに監査部門や経営陣に報告されるなど、事案に応じた必要な関係者間で情報共有が図られる態勢を整備しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 苦情等の内容について、適切かつ正確に記録・保存をするとともに、記録・保存された苦情等に関する分析を行うことによって、リスクの早期検知、利用者対応・事務処理についての態勢の改善に継続的に役立てるとともに、苦情等の再発防止策・未然防止策の策定等に継続的に活用する態勢を整備しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 苦情等対処機能の実効性を確保するため、検査・監査等の内部けん制機能が十分発揮されるよう態勢を整備しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 苦情等対処の結果を業務運営に反映させる際、業務改善・再発防止等必要な措置を講じることの判断及び苦情等対処態勢の在り方についての検討及び継続的な見直しについて、経営陣が指揮する態勢を整備しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 迅速な苦情等解決を図るべく、外部機関等に対し適切に協力する態勢を整備しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 外部機関等に対して、自ら紛争解決手続の申立てを行う際、自らの手続を十分に尽くさずに安易に申立てを行うのではなく、利用者からの苦情等の申出に対し、十分な対応を行い、かつ申立ての必要性につき行内で適切な検討を経る態勢を整備しているか。</p> <p><u>金融ADR制度への対応に関する社内規則等（ガイドラインⅡ-2-2-4-2）</u></p> <p><u>指定資金移動業務紛争解決機関（指定ADR機関）が存在する場合（ガイドラインⅡ-2-2-4-2-1）</u></p> <p><input type="checkbox"/> 自らが営む資金移動業務について、指定ADR機関との間で、速やかに手続実施基本契約を締結しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 指定ADR機関と締結した手続実施基本契約の内容を誠実に履行する態勢を整備しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 手続実施基本契約を締結した相手方である指定ADR機関の商号又は名称、及び連絡先を適切に公表しているか。A</p> <p><input type="checkbox"/> 手続実施基本契約も踏まえつつ、利用者に対し、指定ADR機関による標準的な手続のフローや指定ADR機関の利用の効果（時効の完成猶予等）等必要な情報の周知を行う態勢を整備しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 指定ADR機関から手続応諾・資料提出等の求めがあった場合、正当な理由がない限り、速やかにこれに応じる態勢を整備しているか。</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p><input type="checkbox"/> 指定ADR機関からの手続応諾・資料提出等の求めに対し拒絶する場合、苦情・紛争の原因となった部署のみが安易に判断し拒絶するのではなく、組織として適切に検討を実施する態勢を整備しているか。また、可能な限り、その判断の理由（正当な理由）について説明する態勢を整備しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 紛争解決手続において紛争解決委員から和解案の受諾勧告又は特別調停案の提示がされた場合、速やかに受諾の可否を判断する態勢を整備しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 和解案又は特別調停案を受諾した場合、担当部署において速やかに対応するとともに、その履行状況等を検査・監査部門等が事後検証する態勢を整備しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 和解案又は特別調停案の受諾を拒絶する場合、業務規程（法第101条において準用する銀行法第52条の67第1項に規定する「業務規程」をいう。）等を踏まえ、速やかにその理由を説明するとともに、訴訟提起等の必要な対応を行う態勢を整備しているか。</p> <p><u>指定資金移動業務紛争解決機関（指定ADR機関）が存在しない場合（ガイドラインⅡ-2-2-4-2-2）</u></p> <p><input type="checkbox"/> 自らが営む資金移動業務の内容、苦情等の発生状況及び営業地域等を踏まえて、法令で規定されている以下の各事項のうちの一つ又は複数を選択しているか。</p> <p>イ. 苦情処理措置</p> <p>a. 苦情処理に従事する従業員への助言・指導を一定の経験を有する消費生活専門相談員等に行わせること</p> <p>b. 自社で業務運営体制・社内規則を整備し、公表等すること</p> <p>c. 認定資金決済事業者協会を利用すること</p> <p>d. 国民生活センター、消費生活センターを利用すること</p> <p>e. 他の業態の指定ADR機関を利用すること</p> <p>f. 苦情処理業務を公正かつ的確に遂行できる法人を利用すること</p> <p>ロ. 紛争解決措置</p> <p>a. 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に定める認証紛争解決手続を利用すること</p> <p>b. 弁護士会を利用すること</p> <p>c. 国民生活センター、消費生活センターを利用すること</p> <p>d. 他の業態の指定ADR機関を利用すること</p> <p>e. 紛争解決業務を公正かつ的確に遂行できる法人を利用すること</p> <p>ハ. 苦情・紛争の処理状況等のモニタリング等を継続的に行い、必要に応じ、苦情処理措置・紛争解決措置について検討及び見直しを行う態勢を整備しているか。</p> <p>ニ. 苦情処理業務・紛争解決業務を公正かつ的確に遂行できる法人（イf、ロe）を利用する場合、当該法人が苦情処理業務・紛争解決業務を公正かつ的確に遂行するに足る経理的基礎及び人的構成を有する法人であること（資金移動業者に関する内閣府令第32条の4第1項第5号、同条第2項第4号）について、相当の資料等に基づいて、合理的に判断しているか。</p> <p>ホ. 外部機関を利用する場合、必ずしも当該外部機関との間において業務委託契約等の締結までは求められていないが、標準的な手続のフローや、費用負担に関する事項等について予め取決めを行っているか。</p> <p>ヘ. 外部機関の手続を利用する際に費用が発生する場合について、利用者の費用負担が過大とならないような措置を講じる等、苦情処理・紛争解決の申立ての障害とならないような措置を講じているか。</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p><input type="checkbox"/> 苦情処理措置・紛争解決措置の適用範囲を過度に限定的なものとするなど、不適切な運用を行っていないか。</p> <p><input type="checkbox"/> 苦情処理措置（資金移動業者自身で態勢整備を行う場合）について下記の事項について対応しているか。</p> <p style="padding-left: 20px;">イ. 消費生活専門相談員等による従業員への助言・指導態勢を整備する場合</p> <p style="padding-left: 40px;">a. 定期的に消費生活専門相談員等による研修を実施する等、苦情処理に従事する従業員のスキルを向上させる態勢を整備しているか。</p> <p style="padding-left: 40px;">b. 消費生活専門相談員等との連絡体制を築く等、個別事案の処理に関し、必要に応じ、消費生活専門相談員等の専門知識・経験を活用する態勢を整備しているか。</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ. 資金移動業者自身で業務運営体制・社内規則を整備する場合</p> <p style="padding-left: 40px;">a. 苦情の発生状況に応じ、業務運営体制及び社内規則を適切に整備するとともに、当該体制・規則に基づき公正かつ的確に苦情処理を行う態勢を整備しているか。</p> <p style="padding-left: 40px;">b. 苦情の申出先を利用者に適切に周知するとともに、苦情処理にかかる業務運営体制及び社内規則を適切に公表しているか。周知・公表の内容として、必ずしも社内規則の全文を公表する必要はないものの、利用者が、苦情処理が適切な手続に則って行われているかどうか自ら確認できるようにするため、苦情処理における連絡先及び標準的な業務フロー等を明確に示すことが重要である点に留意し、それに関連する部分を公表しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 苦情処理措置（外部機関を利用する場合）及び紛争解決措置の留意事項</p> <p style="padding-left: 20px;">イ. 外部機関を利用する場合、利用者保護の観点から、例えば、外部機関の名称及び連絡先等、外部機関に関する情報について利用者への周知・公表を行っているか。</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ. 苦情処理・紛争解決の申立てが、地理又は苦情・紛争内容その他の事由により、利用者に紹介した外部機関の取扱範囲外のものであるとき、又は他の外部機関等による取扱いがふさわしいときは、他の外部機関等を利用者に紹介する態勢を整備しているか。</p> <p style="padding-left: 20px;">ハ. 外部機関から苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査又は関係資料の提出等を要請された場合、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、速やかにこれに応じる態勢を整備しているか。</p> <p style="padding-left: 20px;">ニ. 苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査又は関係資料の提供等の要請を拒絶する場合、苦情・紛争の原因となった部署のみが安易に判断し拒絶するのではなく、苦情・紛争内容、事実・資料の性質及び外部機関の規則等を踏まえて、組織として適切に検討を実施する態勢を整備しているか。また、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、可能な限り拒絶の理由について説明する態勢を整備しているか。</p> <p style="padding-left: 20px;">ホ. 紛争解決の手続を開始した外部機関から和解案、あっせん案等の解決案（以下、「解決案」という。）が提示された場合、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、速やかに受諾の可否を判断する態勢を整備しているか。</p> <p style="padding-left: 20px;">ヘ. 解決案を受諾した場合、担当部署において速やかに対応するとともに、その履行状況等を検査・監査部門等が事後検証する態勢を整備しているか。</p> <p style="padding-left: 20px;">ト. 解決案の受諾を拒絶する場合、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、速やかにその理由を説明するとともに、必要な対応を行う態勢を整備しているか。</p> <p><b>システムリスク管理に関する社内規則等（ガイドラインⅡ-2-3-1-1）</b></p> <p><input type="checkbox"/> システムリスク管理の責任部署が明確化されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> システム障害等の未然防止と発生時の迅速な復旧対応について、態勢を整備しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> システムを統括管理する役員を定めているか。</p> <p><input type="checkbox"/> システム障害等発生時の危機時において、とるべき対応策について具体的に定めているか。</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> システムリスク管理の基本方針が定められているか。</li> <li><input type="checkbox"/> システムリスク管理の基本方針には、セキュリティポリシー及び外部委託先に関する方針が含まれているか。</li> <li><input type="checkbox"/> システム管理部門は、システムの制限値を把握・管理し、制限値を超えた場合のシステム面・事務面の対応策を検討しているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 情報資産を適切に管理するため、情報セキュリティ管理態勢を整備し、PDCAサイクルによる継続的な改善を図っているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 情報セキュリティに係る管理者を定め、その役割・責任を明確にした上で情報を管理しているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 網羅的に洗い出した利用者の重要情報について、重要度判定やリスク評価を実施した上で、それぞれに応じた情報管理ルール策定、情報漏えい等を防止する仕組みの導入等を行っているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 機密情報について、業務上の必要性を十分に検討し、より厳格な取扱いをしているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 情報資産について、管理ルール等に基づいて適切に管理されていることを定期的にモニタリングし、管理態勢を継続的に見直しているか。</li> <li><input type="checkbox"/> データが毀損した場合に備えた措置を取っているか。</li> <li><input type="checkbox"/> サイバーセキュリティについて重要性を認識した上で、組織体制の整備や社内規程の策定等、必要な態勢を整備しているか。</li> <li><input type="checkbox"/> サイバー攻撃に備え、入口・内部・出口といった多段階のサイバーセキュリティ対策を組み合わせた多層防御を講じているか。</li> <li><input type="checkbox"/> サイバー攻撃を受けた場合に被害の拡大を防止するための措置を講じているか。</li> <li><input type="checkbox"/> システムの脆弱性について、OSの最新化やセキュリティパッチの適用など必要な対策を適時に講じているか。</li> <li><input type="checkbox"/> サイバーセキュリティ水準の定期的な評価を実施し、セキュリティ対策の向上を図っているか。</li> <li><input type="checkbox"/> インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例えば、可変式パスワード、生体認証、電子証明書等実効的な要素を組み合わせた多要素認証などの、固定式のID・パスワードのみに頼らない認証方式や複数経路による取引認証など、取引のリスクに見合った適切な認証方式を導入しているか。</li> <li><input type="checkbox"/> インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、業務に応じた不正防止策を講じているか。また、不正なログイン・異常な取引等を検知し、速やかな利用者への連絡や不正が確認されたIDの停止を行う体制を整備しているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 開発案件の企画・開発・移行の承認ルールが明確になっているか。</li> <li><input type="checkbox"/> システム部門から独立した内部監査部門又は外部監査人が、定期的にシステム監査を行うこととしているか。</li> <li><input type="checkbox"/> システム監査の結果は、適切に取締役会に報告されることとなっているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 外部委託契約において、外部委託先との役割分担・責任、監査権限、再委託手続等を定めた上、外部委託先の役職員が遵守すべきルールやセキュリティ要件を契約書等に明記しているか。</li> <li><input type="checkbox"/> システムに係る外部委託業務（二段階以上の委託を含む。）について、リスク管理が適切に行われる態勢が定められているか。</li> <li><input type="checkbox"/> システム関連事務を外部委託する場合についても、システムに係る外部委託に準じて適切なリスク管理を行っているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 重要な外部委託先に対して、内部監査部門又はシステム監査人等による監査を実施しているか。</li> </ul>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> コンティンジェンシープランが策定され、緊急時体制が構築されているか。また、システムに係る業務を外部委託している場合には、重要な外部委託先も含めた緊急時体制が構築されているか。</li> <li><input type="checkbox"/> コンティンジェンシープランに基づく訓練を定期的実施することとしているか。また、重要度やリスクに応じて外部委託先やシステムの連携先等と合同で実施することとしているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 業務への影響が大きい重要なシステムについては、災害、システム障害等が発生した場合に、速やかに業務を継続できる態勢を整備しているか。</li> <li><input type="checkbox"/> システム障害等の発生に備え、外部委託先を含めた報告態勢、指揮・命令系統が明確になっているか。</li> <li><input type="checkbox"/> システム障害等発生時の利用者対応について定めているか。</li> </ul> <p><b>事務リスク管理に関する社内規則等（ガイドラインⅡ-2-3-2-1）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 事務リスク管理の責任部署が明確化されているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 事務に係る諸規定が明確に定められているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 内部監査部門は、事務リスク管理態勢を監査するため、内部監査を適切に実施することとしているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 本社事務担当部署は、営業店における事務リスク管理態勢をチェックする措置を講じているか。</li> </ul> <p><b>外部委託に関する社内規則等（ガイドラインⅠ-2-3-3-1）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 委託先の選定基準や外部委託リスクが顕在化した時の対応などを規定した社内規則等を定め、社内研修等により周知徹底を図ることとしているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 委託先の法令等遵守態勢の整備について、必要な指示を行うなど適切な措置をとる態勢が定められているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 外部委託を行うことにより、検査や報告命令、記録の提出など監督当局に対する義務の履行等を妨げないような措置が定められているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 委託契約によっても、利用者との間の権利義務関係に変更がなく、当該資金移動業者自身が業務を行ったものと同様の権利が確保されていることが明らかとなるような措置が定められているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 利用者との現金の受け払いを委託する場合には、委託先が利用者との現金の受け払いを行った際に、速やかに当該現金の受け払いに係る未達債務の増減を把握できる措置を講じているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 委託業務に関して契約どおりサービスが受けられない場合、資金移動業者は利用者利便に支障が生じることを未然に防止するための措置が定められているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 個人である利用者に関する情報の取扱いを委託する場合には、当該委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、金融分野ガイドライン第 10 条の規定に基づく措置及び実務指針Ⅲの規定に基づく措置が定められているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 外部委託の管理について責任部署が明確化し、外部委託先における業務の実施状況を定期的又は必要に応じてモニタリングしているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 委託業務に関する苦情等について、利用者から委託元である資金移動業者への直接の連絡体制を設けるなど、適切な苦情相談態勢が定められているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 外部委託先において利用者に関する情報管理が適切に行われていることを確認しているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 外部委託先において情報漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかに委託元に報告される体制になっていることを確認することとしているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 外部委託先による利用者に関する情報へのアクセス権限について、委託業務の内容に応じて</li> </ul>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p>必要な範囲内に制限することとしているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 二段階以上の委託が行われた場合には、外部委託先が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについて確認するとともに、必要に応じ、再委託先等の事業者に対して自社による直接の監督を行うこととしているか。</p> <p><u>障害者対応に関する内部管理態勢等（ガイドラインⅡ-2-4-1）</u></p> <p><input type="checkbox"/> 障害者差別解消法及び障害者差別解消対応指針に則り適切な対応を行うための内部管理態勢の整備を図っているか。</p> <p><u>口座振替サービス等の他の事業者の提供するサービスとの連携に関する内部管理態勢等（ガイドラインⅡ-2-5-1）</u></p> <p><input type="checkbox"/> 経営陣は、連携サービスの導入時及びその内容・方法の変更時において、連携サービス全体に内在するリスクを内部管理部門に特定させ、適時にリスクを低減させる態勢を整備しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 内部管理部門は、連携サービスにおいて、関連する犯罪の発生状況や手口に関する情報の収集・分析を行い、連携サービスに係る業務の実施態勢（不正防止策含む）の向上を図っているか。また、その内容を定期的かつ適時に経営陣に報告しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 内部監査部門は、定期的かつ適時に、連携サービスに係る業務の実施態勢（不正防止策含む）について監査を行っているか。また、監査結果を経営陣に報告しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 経営陣は、上記のような、リスク分析、リスク軽減策の策定・実施、当該軽減策の評価・見直しからなるいわゆるPDCAサイクルが機能する環境を作り出しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 不正取引を防止する観点から、連携サービスの導入時及びその内容・方法の変更時において、連携先と協力し、連携サービス全体のリスク評価を実施しているか。また、連携先におけるリスク評価の作業に協力しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 連携先との役割分担・責任を明確化しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> リスク評価を踏まえ、連携先と協力し、利用者に係る情報を照合するほか、リスクに見合った適切かつ有効な不正防止策を講じているか。例えば、口座振替サービスとの連携に際し、資金移動業の利用者について、実効的な取引時確認を行い、適切かつ有効な不正防止策を講じているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 口座振替サービスを提供している連携先の銀行等において、実効的な要素を組み合わせた多要素認証等の認証方式が導入されていることを確認しているか。 ※資金移動業者における不正防止策は、連携先の銀行等における不正防止策の内容と重複しないものとする必要がある点に留意する。</p> <p><input type="checkbox"/> 犯罪手口の高度化・巧妙化を含めた環境変化や自社又は他の事業者における事件の発生状況を踏まえ、定期的かつ適時にリスクを認識・再評価し、公的個人認証の導入を含め、不正防止策の向上を図っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> リスク評価の結果、問題があると認められる場合には、その解決までの間、連携サービスを含むサービスの全部又は一部の一時的停止その他の適切な対応を行っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 取引時確認済みの確認を含む取引時確認に関する業務を連携先に委託する場合又は連携先と協力して行う場合にあっては、例えば、以下のような点に留意して行っているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 契約に先立ち、実効的な取引時確認済みの確認の方法を含む連携先に求める基準を策定し、当該基準に基づき、評価・検討のうえ、契約を行っているか。</li> <li>② 契約において、取引時確認に関する業務の内容、連携先との役割分担・責任、下記③を実施するために必要な事項を定めているか。</li> <li>③ 連携先における取引時確認に関する業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、連携先が業務を適正かつ確実に遂行しているかを検証し、必要に</li> </ol>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p>応じ改善させるなど、連携先に対する必要かつ適切な監督等を行っているか。</p> <p>④ 実効的な取引時確認済みの確認、資金移動業者における継続的顧客管理の充実等の観点から、連携先の情報と照合するなどの方法により、資金移動業の利用者から申告を受けた本人特定事項（氏名・住所・生年月日）が正確か確認しているか。足許において住所の正確性の確認が困難である場合には、その確認を可能とするための計画を策定しているか。</p> <p>⑤ 利用者等の利益の保護を含む資金移動業者の業務の適正かつ確実な遂行の観点から必要がある場合には、契約を変更又は解除するなどの必要な措置を講じているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者等が早期の被害認識を可能とするため、口座振替サービス等との連携に際し、連携先と協力し、あらかじめ連携先に登録されている利用者等の電話番号やメールアドレス等の連絡先に通知する（電話番号宛でのSMS（ショートメッセージサービス）を含む）など、利用者等が連携事実及び連携内容を適時に確認する手段を講じているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 連携サービスについては、不正取引の防止の観点から、連携先と協力し、例えば以下のよう な事項を適切に実施するための態勢を整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪手口の高度化・巧妙化を含めた環境変化や自社又は他の事業者における事件の発生状況を踏まえた適切なシナリオ・敷居値を設定することで不正が疑われる取引を速やかに検知すること</li> <li>・ 上記に基づき検知した取引について連携先との間で適時に情報を共有し、必要に応じてサービスの一時的な利用停止その他の措置を実施するとともに、調査を実施すること</li> <li>・ 被害のおそれがある者に速やかに連絡すること</li> <li>・ 不正が確認されたIDの停止等を実施すること</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 利用者等からの連携サービスに関する相談等（以下「相談等」という。）の事例の蓄積と分析を行い、リスクの早期検知並びに不正防止策及び利用者等からの相談対応の改善に活用するための態勢を整備しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 連携先に関する相談等も含め、真摯な対応を行うための態勢を整備しているか。また、連携先との具体的な協力方法と責任関係を明確化しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 連携先と相互に相手方に相談するよう促すなどの不適切な対応を行っていないか検証し、不適切な対応が認められる場合には、連携先とともに、発生原因の究明、改善措置、再発防止策等を的確に講じているか。</p> <p><b>不正取引に対する補償に関する内部管理態勢等（ガイドラインⅡ-2-6-1）</b></p> <p><input type="checkbox"/> 資金移動サービスに関し、不正取引が行われたことにより発生した損失の補償その他の対応に関する方針（以下「補償方針」という。）を策定し、資金移動業の利用者への情報提供を行うとともに、不正取引が発生した場合に損失が発生するおそれのある資金移動業の利用者以外の者も容易に知りうる状態にしているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 補償方針には、少なくとも以下の事項が定められているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. 資金移動サービスの内容に応じて、損失が発生するおそれのある具体的な場面毎の被害者に対する損失の補償の有無、内容及び補償に要件がある場合にはその内容</li> <li>ロ. 補償手続の内容</li> <li>ハ. 連携サービスを提供する場合にあっては資金移動業者と連携先の補償の分担に関する事項（被害者に対する補償の実施者を含む。）</li> <li>ニ. 補償に関する相談窓口及びその連絡先</li> <li>ホ. 不正取引の公表基準</li> </ul>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 策定した補償方針に従い、適切かつ速やかに補償を実施するための態勢（連携サービスを提供する場合にあっては、連携先との協力態勢を含む。）が整備されているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 不正取引に係る利用者等からの相談等、不正取引に係るリスク及び認識した不正取引事案について、連携先（連携先がある場合）や認定資金決済事業者協会（同協会の協会員である場合）等と必要な情報を共有しているか。</li> </ul>
	<b>資金移動業に関する組織図（内閣府令第6条第11号）</b>
	<b>法令を遵守するための管理態勢を記載した資金移動業の業務に関する組織図</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 当該資金移動業者について、内部管理部門、内部監査部門の担当部署、責任者及びそれぞれが所掌する業務について記載されているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 内部管理部門は、法令及び社内規則等を遵守した業務運営を確保するため、利用者対応を行う部署とは別の部署とするなど、実効性のある態勢となっているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 内部管理部門が利用者対応を行う部署と同じ部署である場合には、業務運営を確保するためにどのような代替措置をとっているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 内部監査部門は、十分な牽制機能が働く独立した態勢となっているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 内部監査を実施できない場合、内部監査と同等の効果を持つ代替措置をとっているか。</li> </ul>
	<b>第一種資金移動業に関する社内規則等（内閣府令第6条第13号）など</b>
	<b>利用者保護措置に関する社内規則等（ガイドラインⅢ-2-1）</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 内閣府令第29条第1項第1号へ又は第2号ホに規定する事項を説明することとしているか。</li> </ul>
	<b>第二種資金移動業に関する社内規則等（内閣府令第6条第13号）など</b>
	<b>滞留規制に関する内部管理態勢等（ガイドラインⅣ-1-1）</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 利用者1人当たりの受入額が100万円を超えている場合、利用者資金が為替取引に関するものであるかを確認し、利用者への資金の返還その他の当該資金を保有しないための措置を講じる態勢が整備されているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 利用者資金と為替取引との関連性を判断するに当たり、利用者ごとに①受入額、②受入期間、③送金実績、④利用目的を総合考慮することとしているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 上記に関し、具体的な確認方法、判断基準、対応方法について規定した社内規則等を定め、社内研修等により周知徹底を図っているか。また、システム対応を含め必要な態勢を構築しているか。</li> </ul>
	<b>第三種資金移動業に関する社内規則等（内閣府令第6条第13号）など</b>
	<b>滞留規制（為替取引に関する上限額）に関する社内規則等（ガイドラインⅤ-1-1）</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 各利用者から5万円相当額を超える為替取引の依頼を受け付けない仕組みを講じているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 各利用者に対し負担する為替取引に関する債務が5万円相当額を超えない仕組みを講じているか。</li> </ul>
	<b>預貯金等管理に関する社内規則等（ガイドラインⅤ-2-1）</b>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 預貯金等管理の責任部署が明確化されているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 経営陣は、預貯金等管理が適正かつ確実に行われているかを検証することとしているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 預貯金等管理が適切に行われるための体制を整備しているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 預貯金等管理の方法を具体的に社内規則に定めているか。利用者との契約に反映しているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 自己の固有財産である金銭と利用者の資金を明確に区分することとしているか。個々の利用者の資金の残高を直ちに判別できることとしているか。遵守状況を検証することとしているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 銀行等の口座残高等が不足する事態を防止するための措置を講じることとしているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 銀行等の口座残高等が、預貯金等管理により管理しなければならない額以上の額となっているかを毎営業日に確認することとしているか。確認した結果、管理しなければならない額に満たない場合は、直ちに不足額を解消し、原因の分析を行うこととしているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 預貯金等管理監査に必要な社内態勢を整備しているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 預貯金等管理監査を行うに当たって、適切な公認会計士又は監査法人を選定することとしているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 預貯金等管理監査において把握・指摘された重要な事項は、遅滞なく経営陣に報告することとしているか。預貯金等管理監査における指摘事項を速やかに改善することとしているか。</li> </ul>
	<p><b>利用者保護措置に関する社内規則等（ガイドラインV-3-1）</b></p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 銀行等が行う為替取引との誤認を防止するための説明を行う際に、内閣府令第28条第2項第4号に規定する事項として、以下の事項を説明することとしているか。             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 法第45条の2第1項の規定の適用により履行保証金の全部又は一部を供託しないことができる旨</li> <li>② 預貯金等管理方法により管理を行っている旨</li> <li>③ 法第59条第1項ただし書に規定する権利の内容</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 内閣府令第29条第1項各号若しくは第2項各号又は第29条の2各号に規定された事項について、説明を行うこととしているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 内閣府令第29条の2第4号に規定する事項について、十分な情報提供を行うこととしているか。</li> </ul>
	<p><b>複数種別の資金移動業の併営に関する社内規則等（内閣府令第6条第13号）など</b></p>
	<p><b>複数種別を併営する場合の弊害防止に関する内部管理態勢等（ガイドラインVI-1-1）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 二以上の種別の資金移動業を営む資金移動業者は、営む資金移動業の種別ごとに、各利用者が受け入れた資金の残高、送金実績等の利用状況を、分かりやすく容易に知ることができるようにしているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 営む資金移動業の種別ごとに勘定を設け、区分経理を行っているか。</li> <li><input type="checkbox"/> 第二種資金移動業として利用者から受け入れた資金について、第一種資金移動業に係る為替取引のための資金に振り替えることを防止する態勢を整備しているか。</li> </ul>





事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行				改 正 案				
国外→国内送金	件	百万円	千円		国外→国内送金	件	百万円	千円
				第2種	国内→国内送金	件	百万円	千円
					国内→国外送金	件	百万円	千円
					国外→国内送金	件	百万円	千円
				第3種	国内→国内送金	件	百万円	千円
					国内→国外送金	件	百万円	千円
					国外→国内送金	件	百万円	千円
9. (略)				9. (略)				
(記載上の注意) (新設)				(記載上の注意)				
1. ~ 4. (略)				1. 「第1種」、「第2種」及び「第3種」とは、それぞれ第一種資金移動業、第二種資金移動業及び第三種資金移動業をいう。				
				2. ~ 5. (略)				